

# 第3期 各務原市空家等対策計画（案）

（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

各務原市

# 目 次

1. 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等対策に関する基本的な方針 .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 現状と課題.....	2
3 空家等対策の基本方針 .....	15
4 対象とする地区及び空家等の種類 .....	18
5 計画の位置づけ .....	18
2. 計画期間.....	18
3. 空家等の調査に関する事項.....	19
4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項.....	20
5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 .....	28
6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置や対処に関する事項 .....	34
7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項.....	38
8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 .....	39

参考資料

# 1. 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等対策に関する基本的な方針

## 1 計画策定の趣旨

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、全国的に空家問題が深刻化しており、本市においても空家等に関する問い合わせや相談が年々、増加しています。

その中には、空家等の適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、空家の発生防止や利活用などを含めた総合的な対応を行う必要性が高まっています。

このような状況から、国においては、平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が議員立法により成立し、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行され、令和 5 年 12 月 13 日には、空家対策の総合的な強化を図るため、空家法の一部を改正する法律が施行されました。

これまで、本市においては、平成 30 年 3 月に「各務原市空家等対策計画」、令和 3 年 3 月には「第 2 期各務原市空家等対策計画」を策定し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。計画期間の終了に伴い、改めて本市における課題を見直すとともに、空家法改正や社会情勢の変化を考慮したうえで、空家対策をより一層推進するため、「第 3 期各務原市空家等対策計画」を策定いたします。

### ■ 語句の定義

#### 『空家等』

→空家法第 2 条第 1 項における、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」を表す。  
（住宅・土地統計調査や固有名詞では「空き家」、その他は「空家」と表記します。）

#### 『管理不全空家等』

→空家法第 13 条第 1 項における、「適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等」を表す。

#### 『特定空家等』

→空家法第 2 条第 2 項における、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」を表す。

#### 『所有者等』

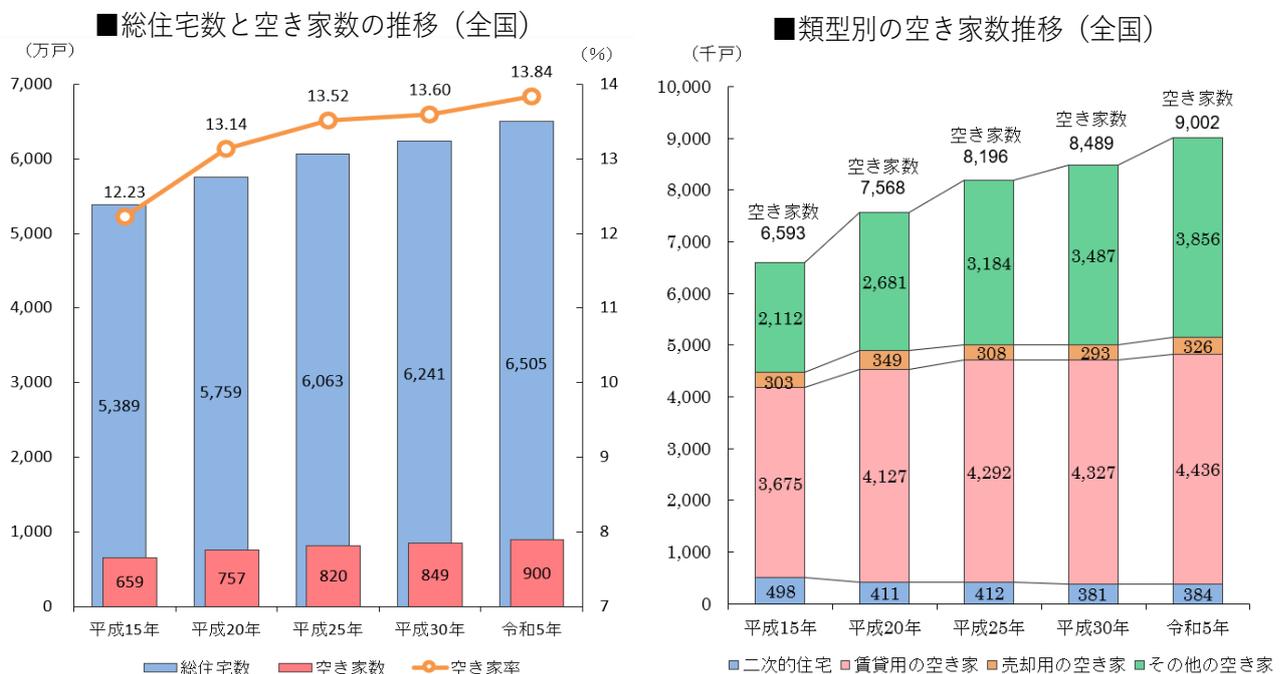
→空家法第 5 条における、「空家等の所有者又は管理者」を表す。

## 2 現状と課題

### (1) 全国の空家の状況

「住宅・土地統計調査」※1による、空家数の推移を見ると、平成15年の約659万戸から増加し続けており、令和5年の調査では約900万戸となっています。総住宅数に占める空家の割合（空家率）も上昇を続けており、令和5年では13.84%で過去最高値となっています。

また、類型別の空家数推移を見ると、「その他の空家（賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家）」の数が令和5年では約386万戸で過去最高値となっており、平成15年の結果と比較すると、約1.83倍となっています。



出典（総務省統計局「住宅・土地統計調査」）

#### ※1 住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、総務省統計局が、5年に1回、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。

##### ① 住宅の定義

住宅・土地統計調査では、住宅を「一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたもの」と定義しています。ここでの「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁等の固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいいます。

##### ② 空き家の種類について

###### ○二次的住宅

別荘…週末や休暇時に避暑・避寒・保養等の目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅  
 その他…ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりする等、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

###### ○賃貸用の空き家

新築、中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

###### ○売却用の空き家

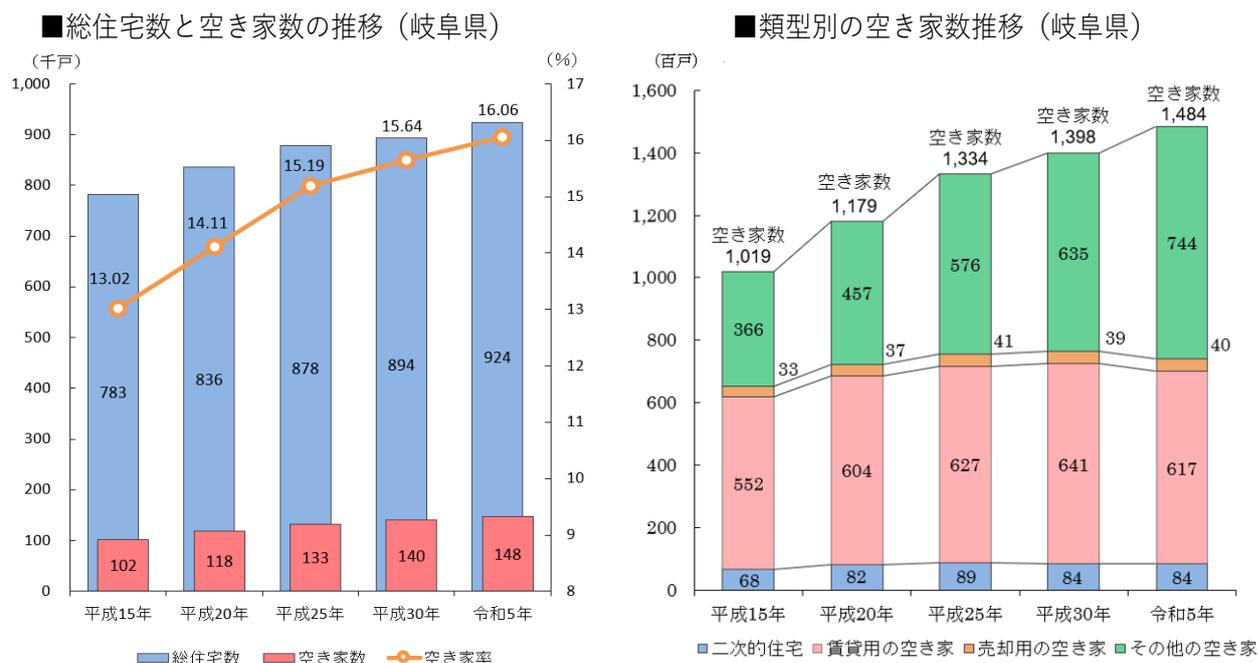
新築、中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

###### ○その他の空き家（賃貸、売却用及び二次的住宅を除く空き家）

上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院等のため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）

## (2) 岐阜県の空家の状況

岐阜県の空家数の推移は、全国と同様、総住宅数、空家数、空家率、ともに増加を続けており、令和5年には、空家数が148,400戸、空家率は16.06%と全国平均を上回る数値になっています。「その他の空家」の数についても、令和5年では74,400戸で過去最高値となっています。



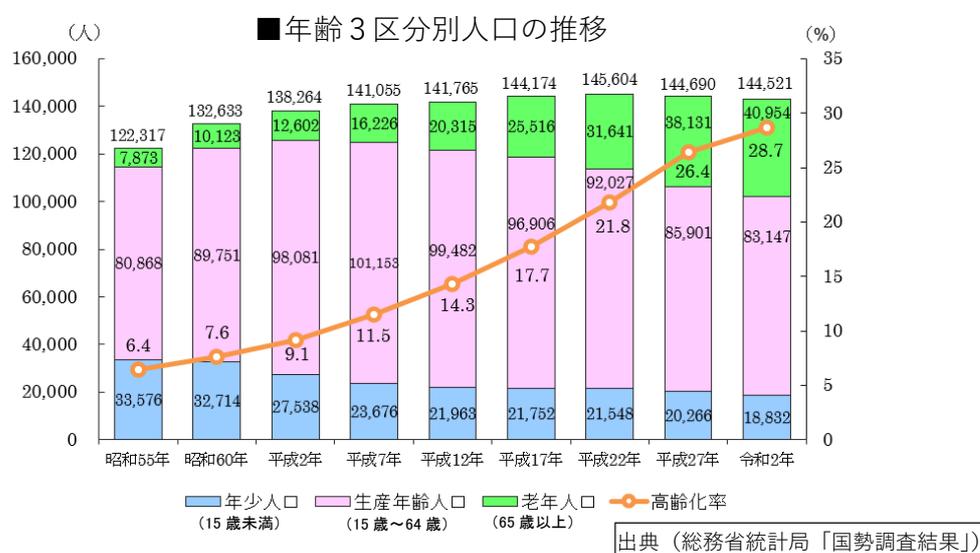
出典（総務省統計局「住宅・土地統計調査」）

### (3) 各務原市の状況と課題

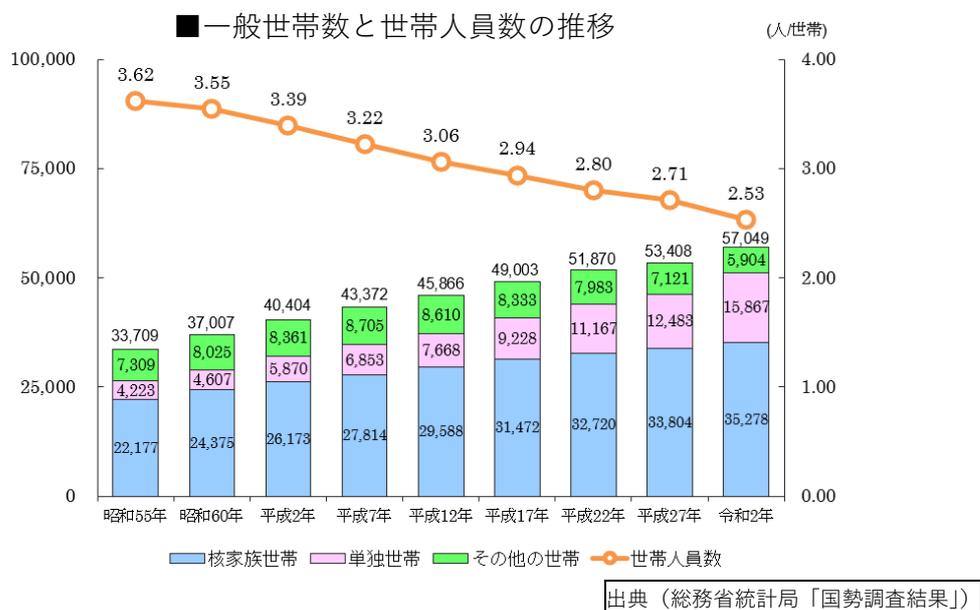
#### ① 人口と世帯数の動向

国勢調査によると、平成22年にかけて本市の人口は増加していましたが、平成27年には、人口が減少へ転じており、令和2年は144,521人となっています。

年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口は昭和55年以降、継続して減少し、令和2年には2万人を下回りました。順調に増加していた15歳～64歳の生産年齢人口も平成7年を境に減少に転じています。また、65歳以上人口の老年人口及び高齢化率は継続して増加しており、令和2年の高齢化率は28.7%となっています。

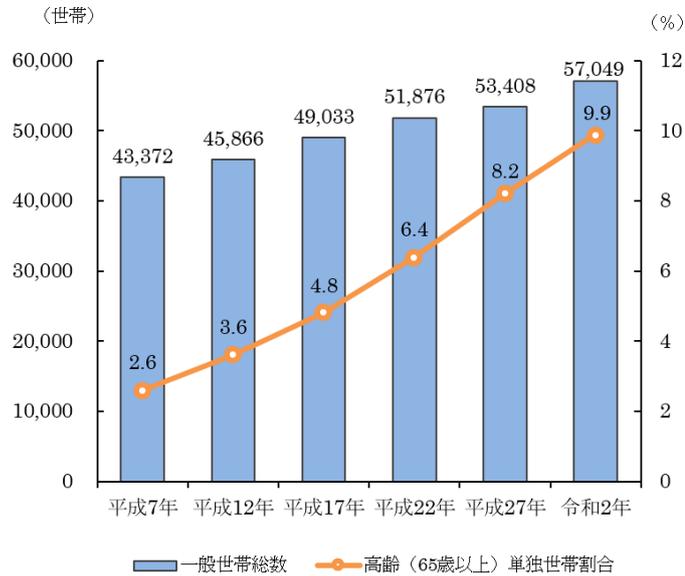


世帯数は継続して増加していますが、世帯人員数は減少し続けています。単独世帯の増加や核家族化の進行により、世帯が小規模化しています。



65歳以上の高齢単独世帯割合は、令和2年には9.9%を占め、平成7年以降、増加し続けています。

■一般世帯総数と高齢単独世帯割合の推移



出典 (総務省統計局「国勢調査結果」)

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、令和32年には総人口が119,096人にまで減少すると予想されています。また、高齢化率については、今後も増加し続けると予想されます。

■人口と高齢化率の推計



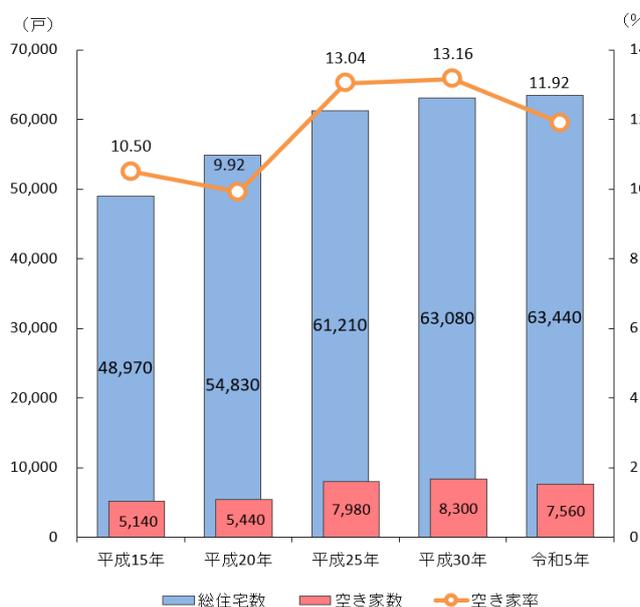
出典 (実測値：総務省統計局「国勢調査結果」)  
(推計値：国立社会保障・人口問題研究所 R5年推計)

## ② 各務原市の空家の状況

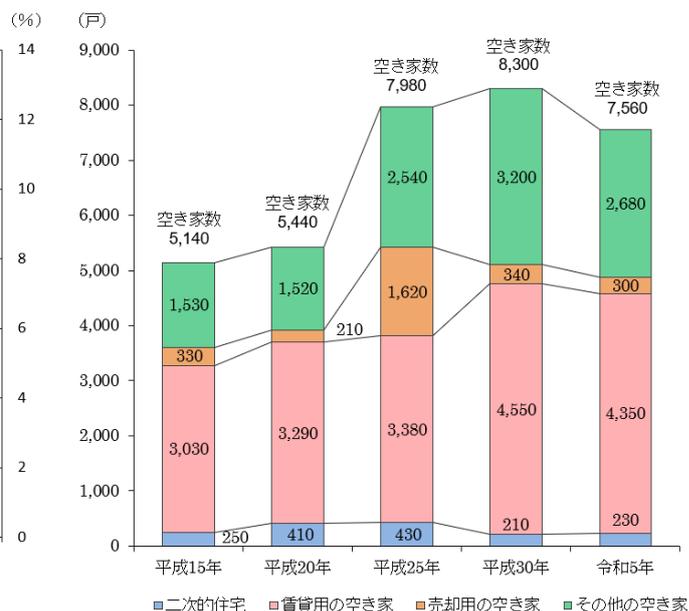
本市の空家数の推移を見ると、令和5年は、平成15年と比較して2,420戸増加しています。なお、令和5年における空家率は、11.92%で国や県よりも低い数値となっています。

類型別の空家数推移を見ると、「その他の空家」数が平成30年から令和5年にかけて減少していますが、平成15年以降は増加傾向にあります。「その他の空家」の建て方・構造別割合では、一戸建（木造）の割合が78.5%となっており、うち16.7%が腐朽破損ありの状態となっています。

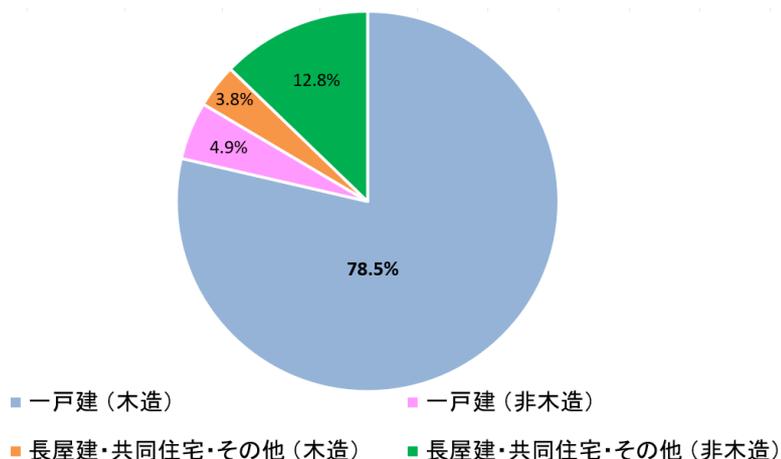
■ 総住宅数と空き家数の推移（各務原市）



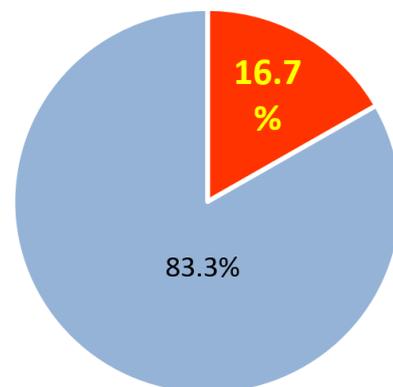
■ 類型別の空き家数推移（各務原市）



■ 「その他の空き家」建て方・構造別割合（令和5年）



■ 「その他の空き家」一戸建（木造）の腐朽破損別割合（令和5年）



出典（総務省統計局「住宅・土地統計調査」）

### ③ 人口推移、空家数の推移・現状からみる課題

本市では、人口減少に伴い、令和2年において65歳以上人口の老年人口が4万人を超えた一方で、15歳未満人口の年少人口は、2万人を下回り、少子高齢化が加速している状況にあります。そのような中、世帯構造についても時代とともに変化が見られ、世帯数は、継続して増加している一方で、世帯人員数は減少しています。中でも、居住者の死亡等により空家等の発生につながる可能性の高い、単独世帯が増加しており、そのうち高齢単独世帯が世帯総数に占める割合は9.9%となっています。

本市における空家率は、国や岐阜県に比べると低い状況ではあるものの、適切な管理がなされないために、管理不全空家等や特定空家等となるおそれのある「その他の空家」の数は、依然として、高い水準を保っており、それらの空家が、今後、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

これらの背景から、今後も引き続き、所有者等に対し、空家等の適切な管理を促すとともに、早期の利活用（売却や賃貸等）を提案することで、新たな空家等の発生を未然に防ぎ抑制することが重要となってきます。

## （4）空家等対策の方向性を定める実態調査

### ① モデル地区内の空家等の外観調査

本市の空家等対策の方向性を定めるため、周辺に支障のある空家等が多く存在し、高齢化率が高い地区をモデル地区（緑苑北、緑苑南、つつじが丘、松が丘、尾崎南町、尾崎北町、須衛町、前渡西町、大野町、新鷺沼台、那加雄飛ヶ丘町）に選定し、令和7年7月14日から7月31日までの期間で空家の実態調査を行いました。

モデル地区内にて空家等であると想定されるものは119戸確認され、その内「問題あり」の空家等の状態としては、雑草・立木が56戸と最も多く、次いで軒先・軒裏が21戸、ゴミが19戸などとなり、衛生や景観上の問題が多いことがわかりました。

#### ■空家等の状態別戸数（令和7年7月実態調査結果）

※問題ありの割合については、全体から確認不可の戸数を除いて算出

空家等の状態	問題なし(戸)	問題あり(戸)	確認不可(戸)	問題ありの割合
郵便受け	92	8	19	8.0%
門・門扉	116	2	1	1.7%
塀・フェンス	107	8	4	7.0%
屋根材	77	7	35	8.3%
軒先・軒裏	81	21	17	20.6%
外壁材	94	11	14	10.5%
建物の傾き	117	0	2	0.0%
樋(とい)	79	17	23	17.7%
窓ガラス	65	2	52	3.0%
雑草・立木	62	56	1	47.5%
ゴミ	67	19	33	22.1%
異臭の発生	119	0	0	0.0%
動物・害虫	100	1	18	1.0%

② 所有者等へのアンケート結果から見る現状と課題

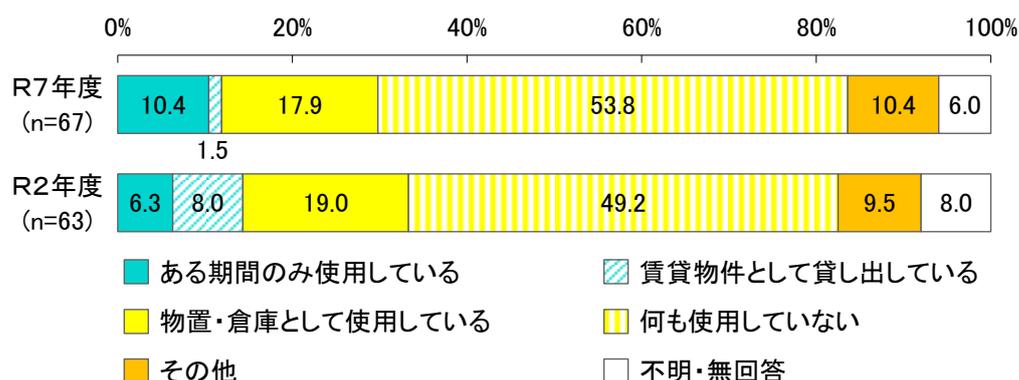
外観調査の結果、モデル地区内にて空家であると想定される建築物の所有者等にアンケート調査票を配付し、空家の使用状況や今後の活用意向等を把握し、令和7年度における回答の結果から、現状と課題を分析しました。

○市内の空家の状況

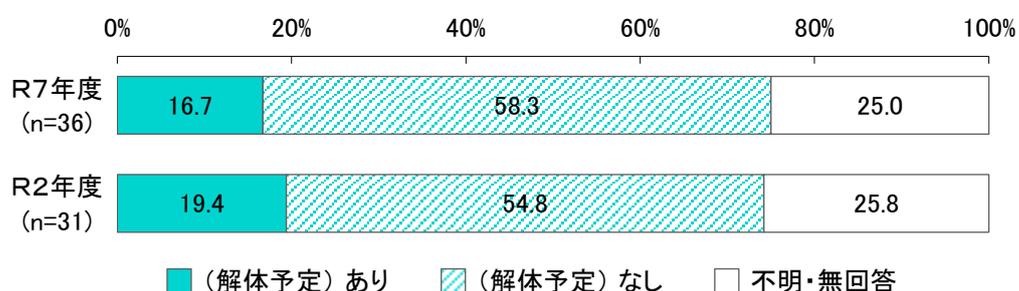
アンケートを実施した結果、空家のうち半数以上が何も使用されておらず、その中で解体予定のないものが約6割となっています。「何も使用していない」を選択した方で、「解体予定なし」と回答された方のなかには、空家を資産として有効活用できていない方がみえることも考えられるため、そのような方に対しては、積極的に空家を利活用していただくよう提案していくことが重要となります。

■現在、空家はどのような状態になっていますか。

なお、「何も使用していない」を選択した方は、「解体予定のあり・なし」についても、あてはまるものを選択してください。（単数回答）



■「何も使用していない」方の解体予定（単数回答）

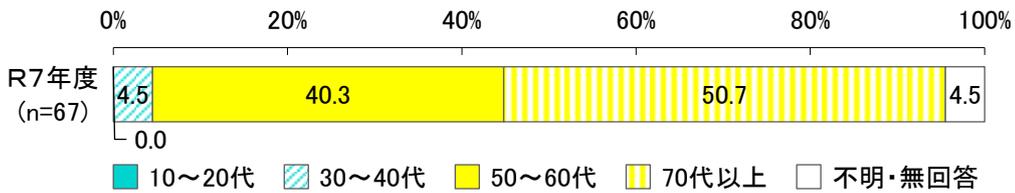


○空家の所有者等の状況

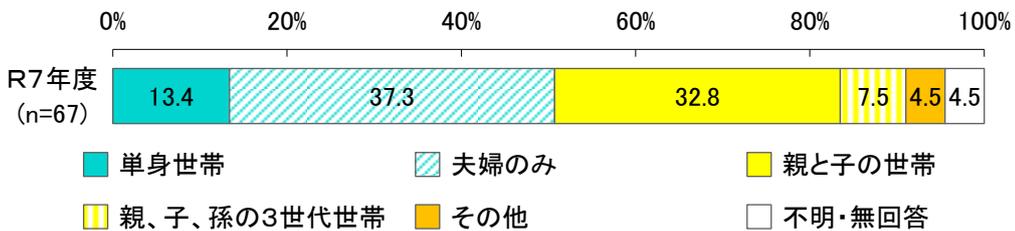
アンケートに回答した所有者等のうち約5割が70代以上となっています。世帯構成は夫婦のみと単身世帯を合わせると約5割となっています。高齢夫婦等や、単身世帯では、今後、所有者等が亡くなった場合に、適切な相続登記がなされないことや、施設等へ入所することで、空家の維持管理が十分に行われないことが懸念されます。

また、各務原市外(遠方)に居住している所有者等が約3割となっていることから、今後は、地域住民も一体となって空家を維持・管理できるような体制が求められます。

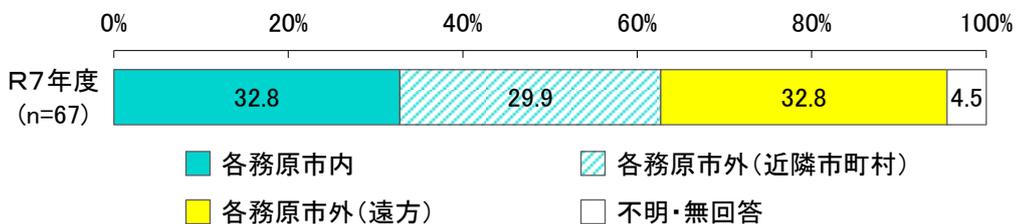
■このアンケートに回答された方の年齢をお答えください。(単数回答)



■このアンケートに回答された方の世帯をお答えください。(単数回答)



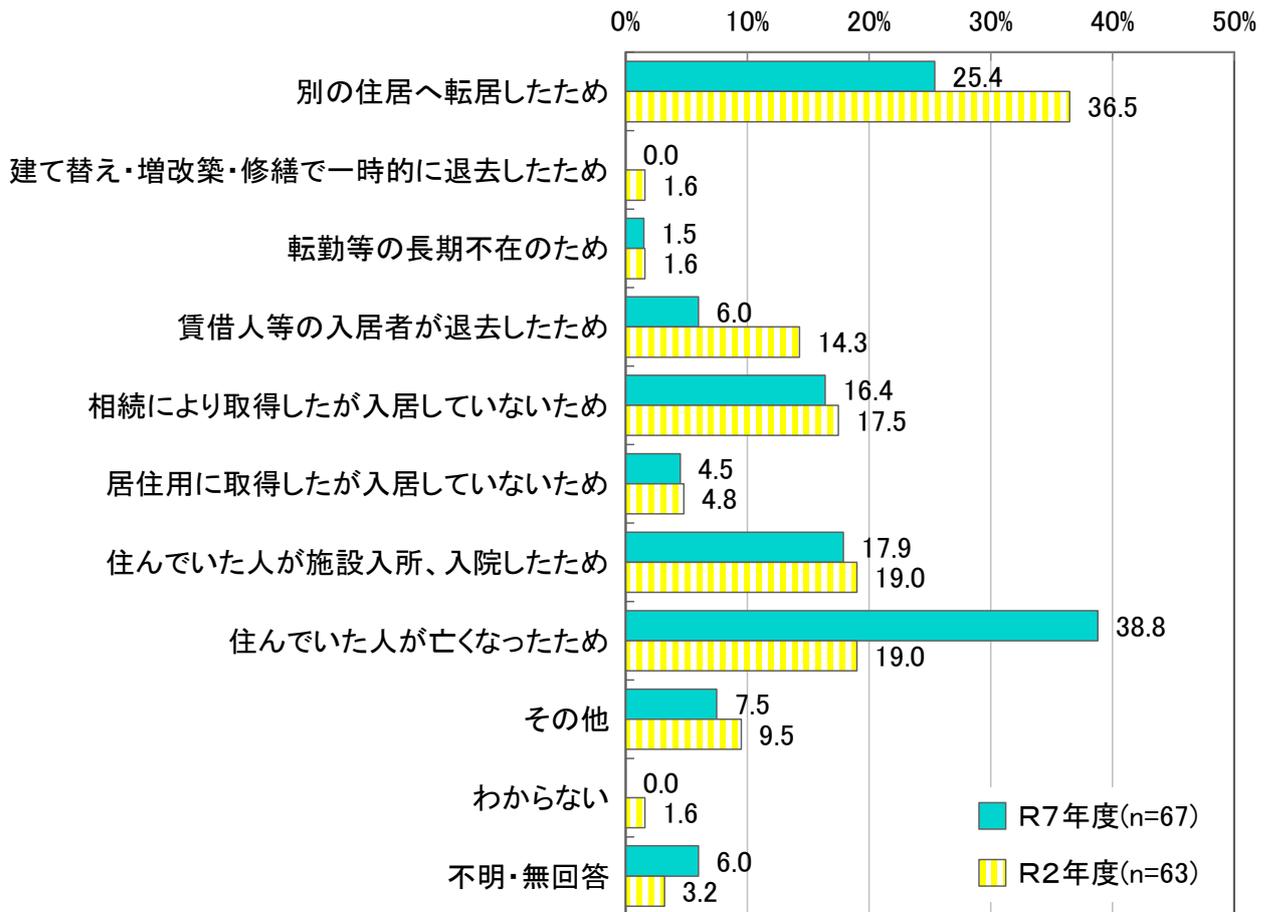
■このアンケートに回答された方の居住地をお答えください。(単数回答)



○空家となったきっかけについて

住んでいた人が亡くなったため空家となったものが約4割で最も高く、次いで別の住居へ転居したため空家となったものが約3割、住んでいた人が施設入所、入院したため空家となったものが約2割の順となっており、高齢者に対し、空家になる前から未然の防止を促していただく必要があります。

■空家となったきっかけは何ですか。（複数回答）

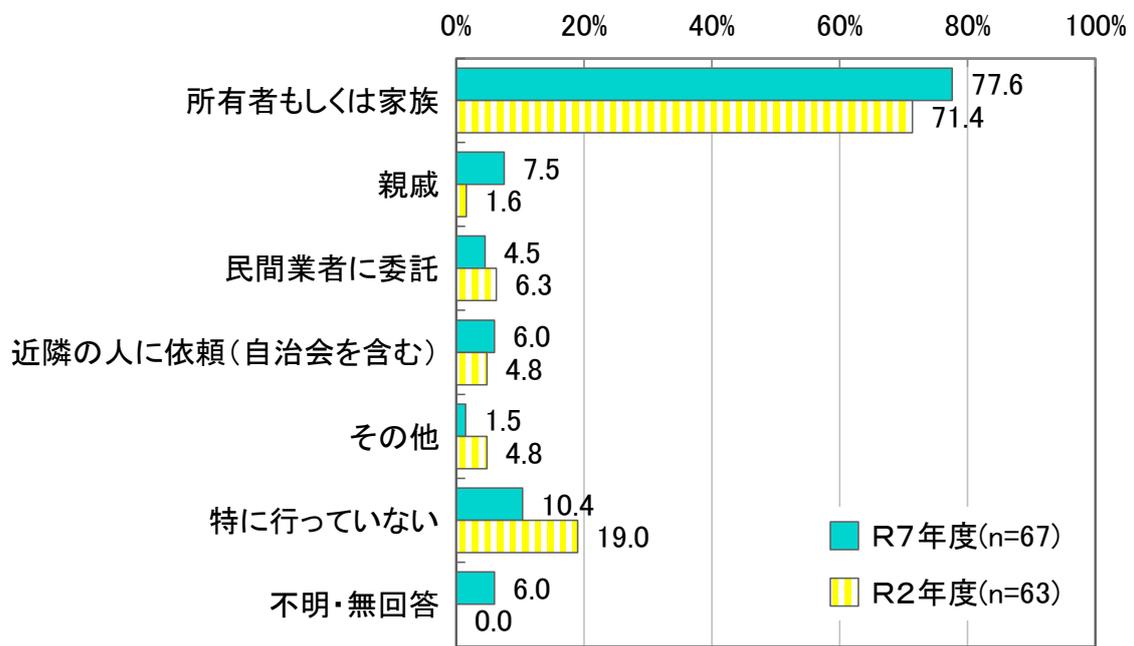


○空家の維持・管理について

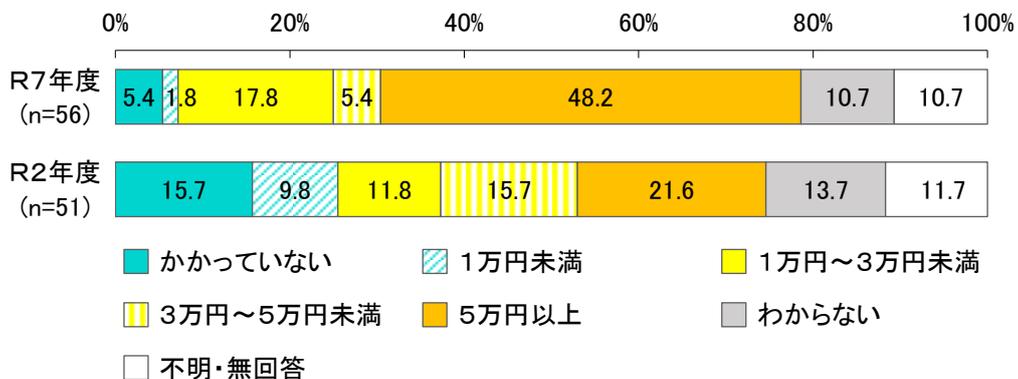
所有者もしくは家族により維持・管理が行われている空家は約8割、そのうち費用がかかっているものが約7割となっています。内容としては、主に庭の手入れ、草刈、剪定や家屋の清掃、空気の入替え、郵便物の確認などが行われています。

維持・管理が行われていない空家は約1割で、そのうち遠方在住のため維持・管理が困難という人が最も多くなっていることから、遠方に住んでいる方が、空家を維持・管理するうえで、負担が大きく、空家が適正に管理されずに放置されてしまうことが懸念されます。

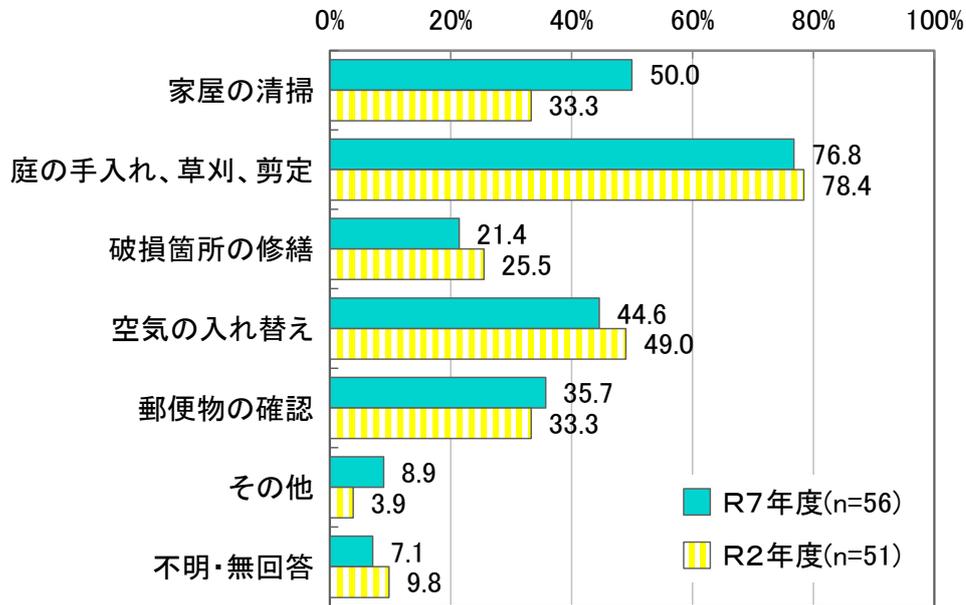
■空家の維持・管理はどなたが行っていますか。(複数回答)



■空家の維持・管理にかかる費用は年間いくらくらいですか。(維持・管理について「特に行っていない」以外を選択した方)(単数回答)



■空家の維持・管理はどのようなことを行っていますか。（維持・管理について「特に行っていない」以外を選択した方）（複数回答）



■維持・管理を行っていない理由は何ですか。（維持・管理について「特に行っていない」を選択した方）（複数回答）

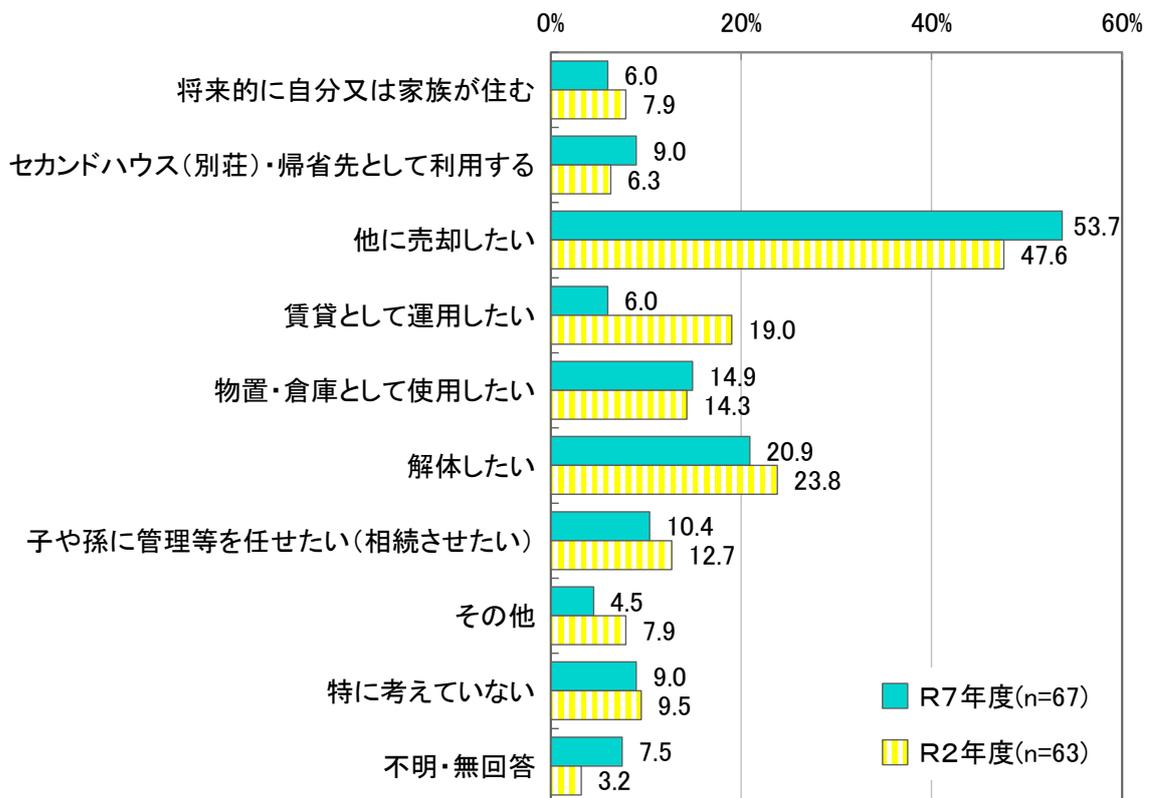
R 7 年度 (n=7)	件数
高齢のため維持・管理したいができない	1
維持・管理に費用がかかる	2
遠方在住のため維持・管理が困難	4
権利・相続関係の都合で管理が困難	0
維持・管理に手間がかかる	2
その他	0
不明・無回答	0

○空家の活用の意向について

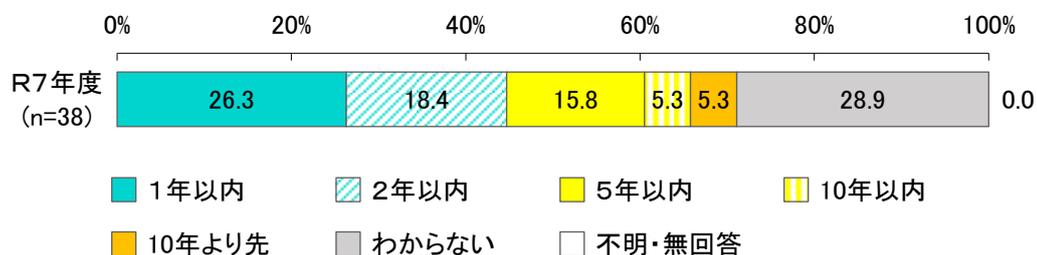
空家を売却したいと考えている人が約5割、賃貸として運用したいと考えている人が約1割で、売却や貸出をしたいと考えている人のうち1年以内又は、2年以内の売却や貸出を希望している人が約4割となっています。さらに、空家を売却したい、又は賃貸として運用したいと考えている人のうち、約4割は「空家バンク事業」を活用したいと考えている一方で、約5割は「空家バンク事業」を活用するつもりはないと考えています。「空家バンク事業」を活用するつもりはないと考える主な理由としては、空家の補修が必要であることや、家財等の処分が完了していないことなどとなっています。

このことから、所有者等に空家の早期の活用の意向があるものの、「空家バンク事業」の活用に至っていない空家が存在するため、早期の段階から、空家等総合相談などを通じて、空家の利活用に関する制度などをより直接的に、所有者等に周知することで、何年もの間、空家が放置されることがないように制度の活用を促していく必要があると考えられます。

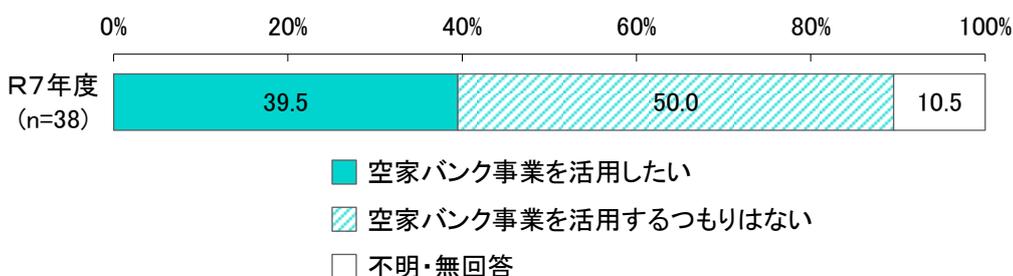
■今後の空家の活用について、どのようにお考えですか。(複数回答)



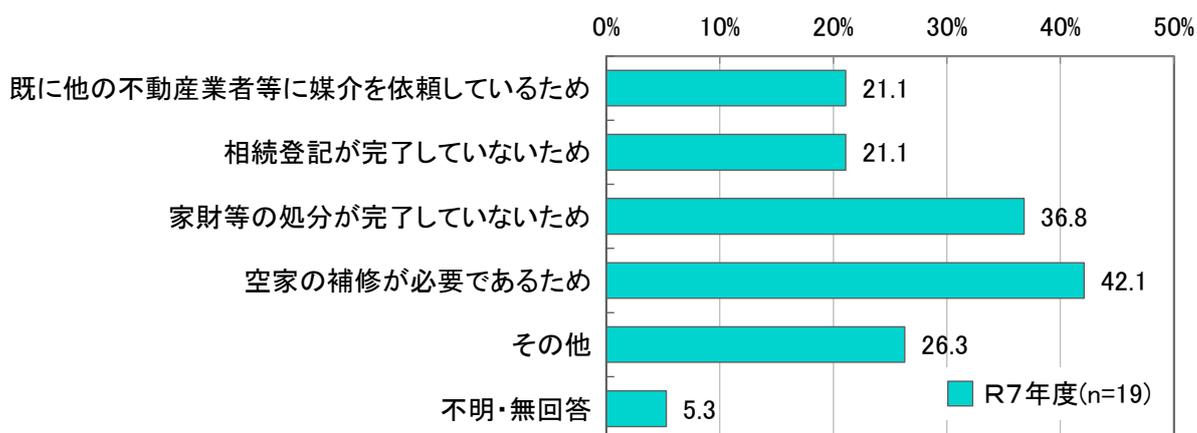
■売却又は貸出を検討しているのはいつ頃ですか。（空家の活用について「他に売却したい」又は「賃貸として運用したい」を選択した方）（単数回答）



■空家の売却又は貸出にあたり「空家バンク事業」についてどのようにお考えですか。（空家の活用について「他に売却したい」又は「賃貸として運用したい」を選択した方）（単数回答）



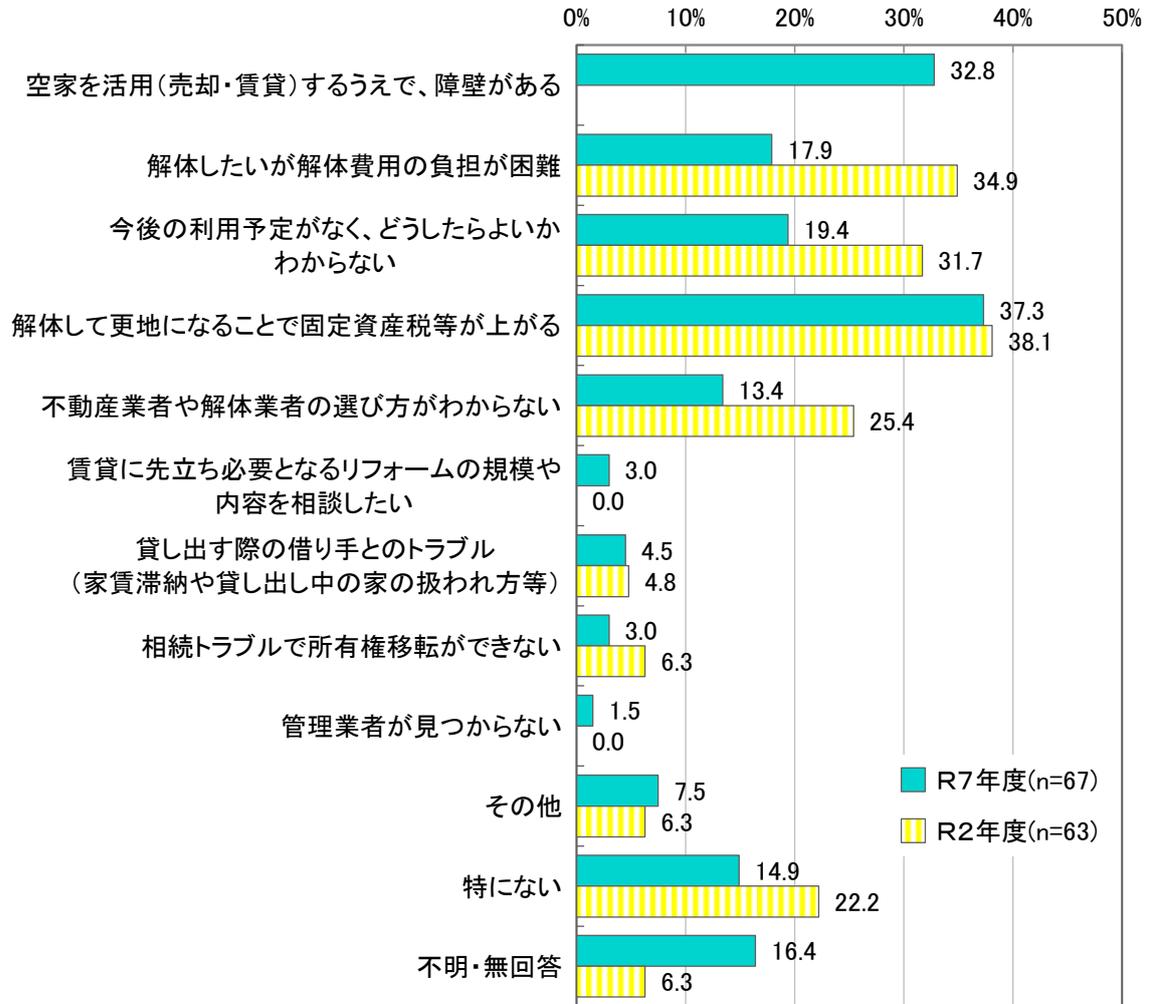
■空家バンク事業を活用しない理由は何ですか。（空家バンク事業について「活用するつもりはない」を選択した方）（複数回答）



○空家に関する心配ごとや困りごとについて

空家に関する心配ごとや困りごととして、「解体して更地になることで固定資産税等が上がる」「空家を活用（売却・賃貸）するうえで、障壁がある」など金銭面や空家の活用に関して、空家所有者等が悩みを抱えていることがわかります。

■空家について、心配ごとやお困りごとはありますか。（複数回答）



3 空家等対策の基本方針

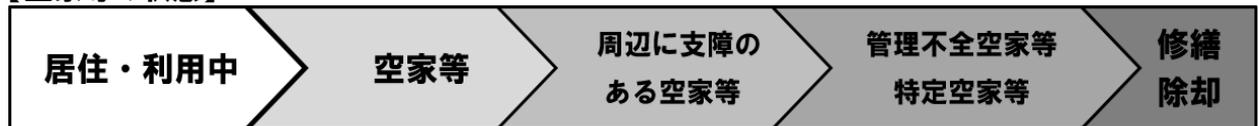
空家等に至るまでの経緯や状態等が多岐にわたることを踏まえ、空家等の段階に応じた対策を推進するため、これまでの方針を継続しつつ、空家法改正に伴い、新たに追加された管理不全空家等に対する措置の方針を反映し、次の4つの事項を基本的な方針として定めます。

基本方針

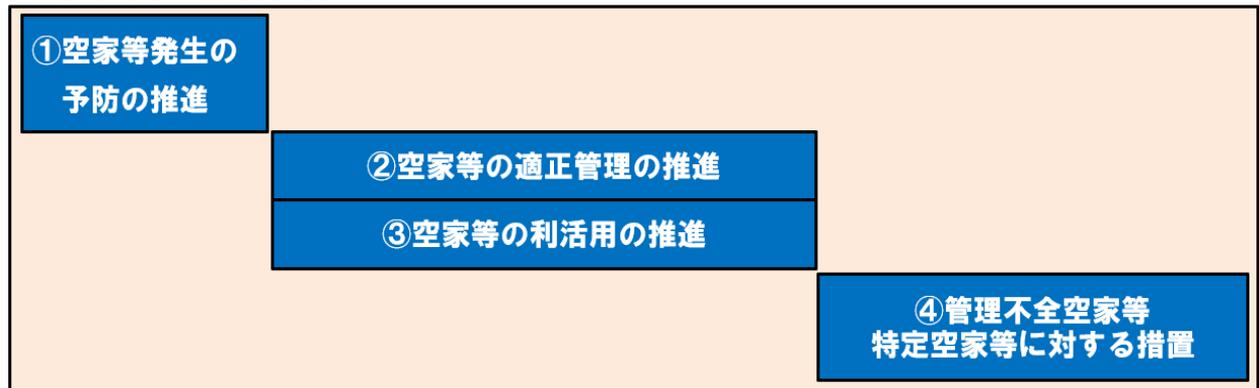
- ① 空家等発生の予防の推進
- ② 空家等の適正管理の推進
- ③ 空家等の利活用の推進
- ④ 管理不全空家等・特定空家等に対する措置

## ■ 4つの基本方針イメージ

### 【空家等の状態】



### 【空家等対策の基本方針】



#### 基本方針① 空家等発生の予防の推進

空家等発生の要因は、所有者の死亡によるものが多数を占めており、空家等の所有者においては、早期から空家等の利活用や解体を図ることや、空家等の管理方法について、相続人間で事前に相談しておくことが重要となります。

市では、高齢福祉部局とも連携し、高齢者やその家族等に対し、空家等の予防の意識付けを図るなど、空家等発生の予防を推進していきます。

#### 基本方針② 空家等の適正管理の推進

空家法第5条の規定より、空家等の管理責任は所有者等にあり、空家等の適切な管理は、その所有者等が自らの責任により行う必要があります。なお、空家法改正により、所有者等は、国又は地方公共団体が実施する施策に協力する必要が求められるものとして、責務の強化が図られました。

空家等を周辺に悪影響を及ぼす状態にしないための啓発や、適切な管理を行わない所有者等に対応を依頼するなどの取組を行っていきます。また、高齢者や遠隔地に住む方等、空家等を自分で管理することが難しい人には、市と連携する民間事業者を紹介し、適正な管理を促していきます。

### 基本方針③ 空家等の利活用の推進

空家等を有効活用することで、地域の活性化を図るとともに、管理不全空家等や特定空家等発生の未然防止を図るため、空家等を取り巻く総合的な相談に対応できる相談窓口を運営するとともに、空家所有者等へ、市が運営する空家等の活用事業を紹介し、売却や賃貸を手助けすることで、空家等の流通促進を目指します。

また、空家等を解体した後の跡地の利活用についても所有者等の相談に応じるとともに、その利活用を促していきます。

### 基本方針④ 管理不全空家等・特定空家等に対する措置

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家等を「特定空家等」とし、市で指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を行うほか、空家法改正により追加された、そのまま放置された場合に特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等を「管理不全空家等」として、指導及び勧告を行います。

管理不全空家等及び特定空家等については、私有財産であることを考慮し、所有者等自らの責任で改善及び解決を図ることを原則とした上で、措置を講ずる必要があります。管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を実施する際は、空家等の管理状況や所有者等の事情、地域住民への悪影響の範囲や程度、危険等の切迫性を考慮しながら、その必要性を判断してまいります。

#### 4 対象とする地区及び空家等の種類

本計画の対象の地区は、「市内全地域」とします。

本計画の対象の空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」とします。また、空家等発生の予防の推進に関する施策については、空家等となる見込みのある住宅も対象とします。

#### 5 計画の位置づけ

本計画は、空家法第7条の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

なお、本計画は「各務原市総合計画」を上位計画とし、「各務原市都市計画マスタープラン」、「しあわせ実感かかみがはら総合戦略」、「各務原市シティプロモーション戦略プラン」と整合を図っています。

##### <国>

- 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
- 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

##### <岐阜県>

- 空家等対策に係る対応指針
- 管理不全空家等及び特定空家等対応マニュアル

##### <各務原市>

- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- しあわせ実感かかみがはら総合戦略
- シティプロモーション戦略プラン

### 第3期 各務原市空家等対策計画

## 2. 計画期間

本計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

### 3. 空家等の調査に関する事項

#### (1) 空家等の把握（適正な管理がなされていない空家等を把握）

市によるパトロールや地域住民からの連絡のほか、自治会や警察署等と連携し、適正な管理がなされていない空家等の把握を行います。すでに把握している空家等についても年に3回、空家等の一斉調査を実施するなど、定期的な現況調査を行い、危険性が高い空家等の早期発見に努めます。

#### (2) 実態調査

適正な管理がなされていない空家等を把握した場合は、早期に現地での外観目視による実態調査を行います。なお、現地での調査の際には、保安上の危険性及び、衛生上の問題、景観上の問題、周辺的生活環境の保全への影響に関して、影響の程度を確認し、管理不全空家等・特定空家等への該当の有無を判断する際の参考とします。

#### (3) 所有者等調査

周辺に支障のある空家を把握した際は、空家法第10条の規定に基づき、固定資産税情報等の利用等により、所有者等を調査します。

##### 調査方法の例

- ・ 固定資産税情報等の利用  
→ 税務、戸籍等担当部局と連携し、行政情報の内部利用により特定
- ・ 他市区町村への請求  
→ 他市区町村が保有する戸籍等の情報を請求
- ・ 市民等への聞き取り  
→ 自治会や地域住民への聞き取り
- ・ 登記情報の活用

#### (4) データベースの整備

各方面から寄せられる空家等に関する情報の共有を図ることが重要であるため、実態調査の結果や管理不全空家等及び特定空家等の措置経過等の情報をデータベース化し、必要に応じて関係部局で共有します。

## 4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

### ■ 語句の定義

基本方針をもとに市や民間が実施する取組について、以下のように定義します。

**追加**…第2期各務原市空家等対策計画の策定時点で実施しておらず、令和7年12月末時点で、実施している取組。

**拡充**…第2期各務原市空家等対策計画の策定時点で実施しており、令和7年12月末までに強化を図った取組または、第3期各務原市空家等対策計画の計画期間内で強化を図る取組。

**新規**…第2期各務原市空家等対策計画策定の時点で実施しておらず、第3期各務原市空家等対策計画の計画期間内で実施または実施について検討する取組。

なお、追加・拡充・新規について記載のない取組については、第2期各務原市空家等対策計画策定の時点で実施しており、第3期各務原市空家等対策計画において、引き続き実施する取組としています。

### 基本方針① 空家等発生予防の推進

今後も、人口減少や高齢化等の影響から空家等は増加し、さらには、適切な管理がなされないことにより、管理不全空家等や特定空家等の周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空家等が発生することも懸念されることから、空家等の発生を抑制するための「予防」が重要になります。

そこで、市広報紙やウェブサイト、「空き家の手引き」による周知、セミナーや空家等総合相談、空家予防に関する出前講座の開催等により、空家所有者はもとより、今後、所有者から空家を相続する方、引っ越し等により、居住している家屋が空家となる可能性がある方等、様々な立場の方に対して、空家になる前の段階から空家等の管理や利活用、処分等の重要性について啓発を行います。

なお、セミナーや空家等総合相談については、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たす目的で、空家法改正により創設された「空家等管理活用支援法人※2」とも連携を図りながら開催してまいります。

※2 空家等管理活用支援法人：空家等の管理や活用に取り組む民間法人として市が指定する。空家等管理活用支援法人が行う業務としては、① 空家等の所有者等に対する当該空家等の管理または活用の方法に関する情報の提供、② 定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修、③ 空家等の所有者等の探索、④ 空家等の管理または活用に関する調査研究、⑤ 空家等の管理または活用に関する普及啓発などがあげられる。

## <市の取組状況>

### (1) 空家等に関するセミナーの開催 【拡充】

空家等管理活用支援法人と連携し、空家所有者等に対して空家等の管理や、相続登記の必要性などを周知し、家屋の状態が悪化する前に、利活用等を行っていただくよう空家等に関するセミナーを開催しています。今後は、アンケート等を通じて把握した空家等の所有者等が抱える悩みに応じたセミナーを開催します。セミナーの例としては、将来的に住まいが放置されることがないように、高齢者向けに「住まいのエンディングノート」の作成に関するセミナーを開催することなどを検討しています。

■セミナーの様子



### (2) 空家等総合相談の開催 【拡充】

空家等管理活用支援法人と連携し、住まいや空家等の管理や利活用、登記手続きなど空家問題全般の相談に対応するため、専門家（司法書士、建築士、税理士、宅地建物取引士など）による個別相談会を開催しています。

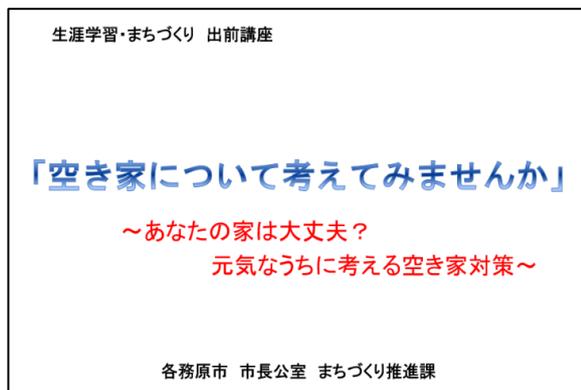
■相談の様子



### (3) 空家予防に関する出前講座の開催 【拡充】

市職員による「生涯学習まちづくり出前講座」及び「高齢者安全安心事業」として、主に高齢者を対象に、空家等の予防について考えていただくための講座を開催しています。

■相談の様子



#### (4) 広報媒体を用いた予防啓発の実施

空家等になる前の準備の重要性や空家等を放置した場合の問題点について広く周知するため、市広報紙やウェブサイト等の広報媒体を用いて啓発を実施しています。

■広報紙特集記事（令和6年5月1日号）



■広報紙特集記事（令和7年5月1日号）



#### <市と民間の連携による取組状況>

#### (5) 「空き家の手引き」を活用した啓発

【追加】

■各務原市空き家の手引き

民間事業者と連携し、「空き家の手引き」を作成し、市内のサービスセンターや福祉センター、地域包括支援センター等で配架することで、空家所有者等へ空家等の発生の予防啓発を図っています。

また、空家等の適正管理依頼文書を所有者等へ発送する際に、「空き家の手引き」を同封することで、空家等の管理や利活用についての案内を行っています。



#### (6) 空家等に関するセミナー及び個別相談会

国土交通省所管「住宅ストック維持・向上促進事業」（住宅ストックの相談体制整備事業）」に採択された民間事業者と連携し、空家等の発生を未然に防ぐことをテーマにした市民向けのセミナーや個別相談会の開催に協力しています。

【達成指標】

指標	基準値	目標値	取組方針
空家セミナーに参加した人数	72人 R6(2024)下半期 ~R7(2025)上半期	100人 (単年度)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針①(1)(6)
空家等総合相談を受けた組数	53組 R6(2024)	60組 (単年度)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針①(2)(6)
出前講座の開催回数	1回 R6(2024)	5回 (単年度)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針①(3)

## 基本方針② 空家等の適正管理の推進

空家等が放置され、状態が悪化するほど管理や除却等に要するコストが増大する場合があります。そうなる前に、所有者等が空家等に関する悩みを相談できる体制を整え、解決に導いていきます。また、定期的なパトロールの実施や自治会等地域、警察署、関係部局と連携し、周辺に支障のある空家の早期発見に努めます。

周辺に支障のある空家を把握した場合は、所有者等を調査し、その所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採その他、生活環境の保全を図るため所有者等自らの責任において必要な対応を求めるとともに、空家等の利活用を促し、地域住民にとっての不安要素でもある空家問題の改善が図られるよう努めます。また、空家法だけでなく、他の法令、条例等での措置により是正が可能な場合は、関係部局と連携しながら対策を行います。

### 【市の取組状況】

#### (1) 空家等総合窓口の設置

地域や所有者等からの空家等に関する多種多様な相談に対応するため、市では空家等に関する総合窓口を設けています。

#### (2) 自治会と連携した空家等の把握

地域において周辺に支障のある空家を発見した場合、市へ連絡するよう自治会へ依頼し、地域と連携した空家等の把握を行っています。一部の自治会では、空家所有者等と直接連絡をとることで、空家の管理を手助けしています。

自治会名： _____				
自治会長名： _____				
連絡先： _____				
<b>周辺に支障のある空家連絡票</b>				
自治会内に、適切な管理が行われておらず、周辺に支障のある空家※を発見しましたので、以下のとおり連絡します。				
<small>※周辺に支障のある空家の判断の目安は裏面をご参考ください</small> <small>・管理されている空家については連絡不要です</small> <small>・空地についての連絡は、自治会要望書をご使用ください</small>				
<b>■判定の流れ</b> ①以下の判断項目に従って、目視で確認してください。 ②周辺に支障のある空家(「感じ方」の欄で <input type="checkbox"/> に該当した場合は、まちづくり推進課へご連絡ください。				
<b>■判断項目</b>				
調査項目	内容	感じ方 (○を付ける)		
① 建物や工作物の状態	ア、建物が傾いていると感じる	大きく	若干	感じない
	イ、屋根に損傷が見られる	多く	一部	問題ない
	ウ、壁がはがれ落ちている	多く	一部	問題ない
	エ、窓ガラスが割れている	多く	一部	問題ない
	オ、ブロック塀や倉庫などに損傷がある	多く	一部	問題ない
② 建物周辺の状況	ア、はがれ落ちた建築資材が散乱している	多く	一部	問題ない
	イ、庭木が繁茂し不衛生に感じる	大きく	若干	感じない
	ウ、ゴミが散乱し不衛生に感じる	大きく	若干	感じない
	エ、異臭がする	強く	弱く	問題ない
③ その他気付いたこと				
④ 空家の所在 (わかる範囲で)	(住 所)			
	(所有者)			

(3) 警察署と連携した空家等の把握 **【追加】**

協定に基づき、市が把握している空家情報を各務原警察署へ情報提供し、警察署は防犯パトロールを強化します。また、各務原警察署が生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を把握した場合、市は情報提供を受け、必要に応じて、空家所有者等に対して空家等の管理を依頼します。

■協定締結式の様子



(4) 空家等の所有者等に対する適正管理依頼

市民や自治会、警察署等からの連絡により把握した周辺に支障のある空家については、所有者等の情報や対応記録等を台帳化しています。市は台帳に登録した空家等の所有者に対し、関係部局とも連携しながら適正管理を促しています。管理不全空家等や特定空家等の危険空家等については、必要に応じて、所有者等の元を訪問するなどして、空家等の除却を促しています。

■自治会等からの連絡件数と所有者等に対する適正管理依頼回数

年度	自治会等からの連絡件数	所有者等への適正管理依頼件数
平成 28 年度	67	72
平成 29 年度	90	176
平成 30 年度	121	157
令和元年度	119	100
令和 2 年度	141	103
令和 3 年度	129	101
令和 4 年度	159	124
令和 5 年度	134	110
令和 6 年度	189	142
令和 7 年度 (12 月末現在)	159	124

■周辺に支障のある空家等台帳数推移

※令和 6 年までは 3 月末現在の件数、令和 7 年は 12 月末現在の件数としている。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
空家等件数	82	125	189	205	237	256	288	304	355	381
増加件数		+54	+87	+63	+69	+62	+60	+55	+80	+62
完結件数※		-11	-23	-47	-37	-43	-28	-39	-29	-36

※ 完結件数＝解体又は居住により空家等ではなくなった件数、継続的な管理がなされ、周辺への支障が解消された空家等の件数

(5) 「おくやみハンドブック」による空家等の適正管理のご案内

【追加】

市では、死亡に伴う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しております。そのなかで、家屋を所有していた方が亡くなり、空家となった場合の手続きについても掲載しており、空家を放置した場合の問題点や、適切な相続の必要性、また空家の活用についても検討していただくよう案内を行っています。

また、市民相談一覧も掲載し、空家等総合相談を案内することで、空家の適正管理を図っています。



家屋を所有していた方(空家となる場合)

手続き76 空家の相続及び適切な管理、または処分に関する相談

手続き詳細	期 限
空家を放置すると庭木に害虫が発生したり、倒壊の危険があるなど近隣の迷惑になることがあります。また空家を適切に相続しないと売却などが困難になる可能性があります。空家の管理や処分、相続、空家の利活用(空家バンクなど)については、右記窓口にご相談ください。	おはやめに 手続き可能な人 ご遺族の方など
必要なもの	問合せ先
なし	(空家の利活用に関すること) 建築指導課 住宅係 本庁舎 5階 56番 TEL(058)383-7218 (その他の空家に関すること) まちづくり推進課 生活安全・相談係 本庁舎低層棟 2階 29番 TEL(058)383-1884

■市民相談一覧(令和7年12月末現在)

種 類	相談内容	日時	相談員
家庭相談	夫婦、親子に関する問題	毎週月曜日 9:00~16:00	市民生活相談員
警察安全相談	暴力行為、暴力団対策、その他の事件・事故に関する困りごと、悩みごと	毎月第1・3火曜日 9:00~12:00	各務原警察署員
犯罪被害者相談	犯罪被害に遭われた方やご遺族の方に対する支援の紹介など	毎月第1・3火曜日 9:00~12:00	各務原警察署員 市職員(随時)
消費生活相談室 【予約優先】	商品やサービスの契約トラブルなど 個人の消費生活に関する相談	毎週月・水・木・金曜日 10:00~17:00	消費生活相談員
法律相談 【要予約】	紛争や事故などの訴訟や法律問題 (予約:前日10時~受付。前日が休日の場合は当日受付。7名まで)	毎週火曜日 13:00~ (1人20分)	弁護士
一般相談	暮らしの中での法律に関する困りごと、 悩みごと	毎週水・木・金曜日 9:00~16:00	市民生活相談員
不動産相談	土地、家屋、空家の売買、賃借など不動産 問題	毎月第1水曜日 9:00~12:00	宅地建物取引士
建築相談 【要予約】	建築全般に関すること、空家の維持・ 管理・利活用など(予約:前日まで)	毎月第1水曜日 13:00~15:00	建築士
登記・土地境界相談 【要予約】	不動産(土地・家屋・空家)の登記手続き、 相続、遺言、土地の境界問題など (予約:前日10時~受付。前日が休日の 場合は当日受付。6名まで)	毎月第2・4水曜日 13:00~16:00	司法書士・ 土地家屋調査士
空家等総合相談 【要予約】	住まいや空家等の管理や利活用、登記手 続きなど空家問題全般に関する相談 (予約:相談日の前月1日10時~月末ま でに電話で受付。月頭、月末が休日の場 合はそれぞれ最初または最終の平日。6組 まで)	毎月第2木曜日 13:00~17:00 R7.5より開始 (1組40分)	司法書士・建築 士・税理士・宅 地建物取引士 など
行政書士相談	相続・遺言手続き、農地転用、 開発手続きなど	偶数月第3木曜日 9:00~12:00	行政書士
女性のための法律相談 【要予約】	離婚、養育費、相続、DVなど主に女性が 抱える悩みや問題 (予約:前日10時~受付。前日が休日の 場合は当日受付。6名まで)	毎月第4木曜日 14:00~ (1人20分)	女性弁護士
税務相談 【要予約】	所得税、相続税、贈与税など税金に関する こと (予約:前日10時~受付。前日が休日の 場合は前々日受付。6名まで)	毎月第1・3金曜日 9:00~12:00	税理士
労働・社会保険相談	労災、雇用、失業保険、労働基準法など	毎月第2金曜日 10:00~12:00	社会保険労務士

## (6) 民間事業者と連携した空家等管理の推進

### ① 各務原市シルバー人材センターと連携した空家等の見守り・管理の推進

高齢者や遠隔地に住む方等、持ち家等を自分で管理することが難しい人のために、各務原市シルバー人材センターが有償で空家等の様子を点検・報告する「空き家見守りサービス」や除草、草刈り作業を実施しています。(平成28年10月5日連携協定締結) 本サービスは市ふるさと納税の返礼品としても取り扱っています。

### ② 各務原市グリーンパーク推進協会と連携した空家等の庭木剪定の推進

空家等の庭木の繁茂が周囲に影響を与えているケースが多いことから、庭木等の剪定を依頼しやすくなるよう、市内の造園業者で組織する各務原市グリーンパーク推進協会を通じて「空き家の庭木剪定サービス」を依頼できる環境を整えています。(平成28年11月1日連携協定締結)

市外在住者に送付している固定資産税納税通知書には、税務部局と連携し、下記「空き家見守りサービス、空き家の庭木剪定サービス」及び「空き家活用」のチラシを同封し、空家等の管理や利活用に関する情報提供を行っています。

#### ■固定資産税納税通知書同封チラシ(A6サイズ)



### 【達成指標】

指標	基準値	目標値	取組方針
市空家台帳の完結件数※ (※解体もしくは居住がなされた空家件数)	38件 R5～R7 (2023～2025) ※平均値	48件 (単年度)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針②(4)

## 5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

### 基本方針③ 空家等の利活用の推進

空家及び除却した空家に係る跡地は、所有者等の財産であることはもちろん、地域においても有効な資産となります。しかし、空家を放置すると、物件の市場性の低下をもたらし、不動産としての有効活用の機会を損失してしまうことも考えられます。管理不全空家等や特定空家等の状態になると、空家の利活用を図ることが、より困難となるため所有者等においては、早期から空家の利活用を図ることが重要です。

そこで、所有者等に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、本市への移住定住につなげ、空家を負の遺産ではなく「地域資源」＝「活用可能な住宅ストック」として活用することで、地域コミュニティの活性化を図るため「空き家リノベーション事業」及び「空家バンク事業」の運営や「移住定住総合窓口」の運営等、市内の空家の多くを占める一戸建て住宅等が再び住居や店舗等に利活用されるために、民間事業者等と連携して取り組んでいきます。また、空家と同様に、その跡地の市場流通を図ることは、土地の有効利用を図るうえで、重要です。そこで、空家が除却された跡地の活用についても検討していきます。

#### <市の取組状況>

##### (1) 空き家リノベーション事業

ライフスタイルにこだわりがあり、自分らしい暮らしを求める価値観を持つ若い世代のニーズに応えるため「借主負担DIY型契約※3」を活用した賃貸を実施しています。また、空き家リノベーション事業による空家の活用事例について、出前講座や市ウェブサイト等を通じて紹介しています。

##### ① 空き家リノベーション事業成約件数 45 件

(平成 28 年 4 月事業開始日～令和 7 年 12 月末まで)

##### ■ 成約物件例



### ※3 借主負担DIY型契約

貸主が改修等の手間や費用をかけない代わりに相場より安く貸し出し、借主の費用で修繕や模様替えを行う賃貸借契約。借主に対し、退去時の原状回復を求めない。

#### (貸主のメリット)

- 現状のまま貸すことが可能
- 借主が自費で修繕や模様替えを行うことから、長期間住んでくれる可能性がある
- 退去時には、貸し出し時よりも設備等の価値が上がっている可能性がある

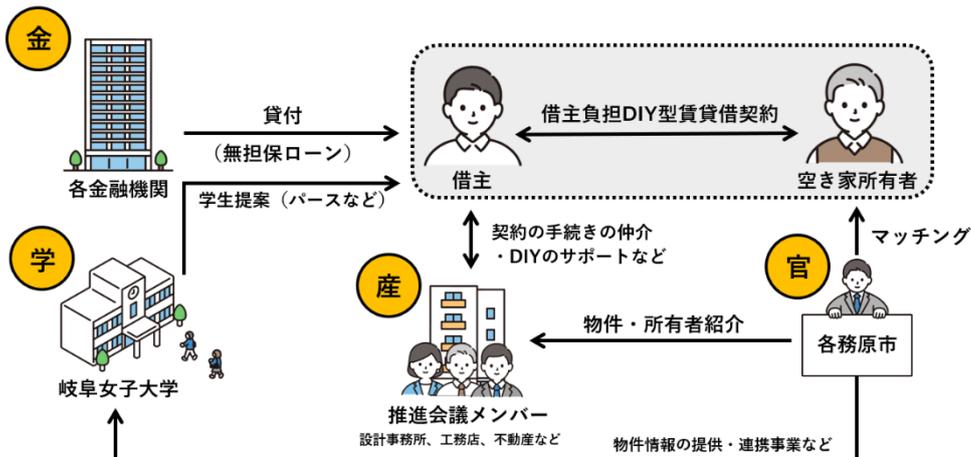
#### (借主のメリット)

- 持ち家のように自分の好みに改修できる
- 自費で修繕や模様替えを行うため賃料が安い
- 退去時に原状回復の義務がない

## ② 産学官金の連携

空き家リノベーション事業を推進するため、市内に支店を持つ金融機関（9行）、岐阜女子大学と協定（平成28年5月24日）を結び、資金融資などのサポートや学生によるデザイン提案発表会・DIYを行っています。また、事業の全面的なバックアップを行う民間事業者（空き家リノベーション事業推進会議、令和7年12月末現在で会員22社）と連携し、所有者と借主とのマッチングを行っています。

### ■借主負担DIY型賃貸借契約の仕組み



## ③ DIY型空き家ワークショップ

市外からの移住者の居住する住居等を対象にワークショップを開催し、ペンキ塗装や漆喰塗装などのDIYリフォーム体験を通じて、DIYの楽しさの発信や移住者のネットワーク構築の支援を行っています。

### ■ワークショップの様子



## (2) 空家バンク事業 **【追加】**

市内に所有する空家を「売りたい」「貸したい」という所有者と、物件を「買いたい」「借りたい」という利用希望者をつなぐ取組を実施しています。

- ① 空家バンク事業成約件数 11 件（令和 4 年 6 月事業開始日～令和 7 年 12 月末まで）
- ② 空家バンク提携事業者数 11 社（令和 7 年 12 月末現在）

空家等所有者等に対するアンケート調査の回答結果等から把握した、空き家リノベーション事業や空家バンク事業の活用を希望する空家等の所有者等に対して、直接的に事業の案内を行うことで、空家等の早期利活用につなげてまいります。

## (3) 移住定住総合窓口

各務原市への移住定住を考える方に対して、必要な情報を包括的に紹介するワンストップ相談窓口を設けています。窓口では、各務原市内の不動産事業者と連携して、移住定住のための住まい探しをサポートするとともに、空き家リノベーション事業や空家バンク事業に登録された空家を積極的に紹介しています。

### ① 移住定住総合窓口相談実績

（平成 29 年 7 月開設日～令和 7 年 12 月末まで）

- 相談案件数 551 件
- 相談回数 延べ 1,089 回
- 移住実績 107 世帯 232 人

### ② 民間事業者との連携

岐阜県宅地建物取引業協会岐阜南支部と連携し、住まい探しのサポートを官民協働で行っています。相談内容に応じて、不動産に関する専門的なアドバイスを提供する体制を整えています。（平成 29 年 7 月 6 日連携協定締結）



## (4) 那加 from Park 構想の取組（令和 6 年度～令和 10 年度）

**【追加】**

学びの森と市民公園周辺の賑わいを空き店舗が目立ち始めた周辺エリアへ波及させることを目的とした歩きたくなるまちづくり「まちなかウォークブル推進事業 那加 from Park 構想」の一環として、空家・空き店舗を活用して開業する方向けの「各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金」を設けています。



- ① 補助金申請件数 6 件（令和 6 年 4 月補助事業開始日～令和 7 年 12 月末現在）
- ② 開業店舗業種 カフェ、絵画教室、パン屋、花が買える喫茶店、まちの案内所

## (5) 財産管理制度の活用 **【新規】**

空家等の所有者等の所在を特定できない場合、または所有者が死亡し、相続人のいることが明らかでない場合（相続人全員が相続放棄をした場合を含む。）は、「不在者財産管理人」または「相続財産清算人」の選任申立てを行うことができることから、これらの財産管理制度を活用し、空家等の活用を図っていきます。

また、民法の一部を改正する法律により、土地・建物の効率的な管理を実現するとともに、申立てに係る費用負担の軽減を目的に、特定の土地・建物だけに特化して管理を行う新たな財産管理制度として、所有者が不明な土地・建物の管理のために管理人を選任する「所有者不明土地・建物管理制度」が創設されました。

市において、地域住民等から相談を受けて、把握している空家の中にも、相続放棄等により所有者が確知できず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家もあります。今後は、これらの財産管理制度の活用も検討していきます。

## (6) 空家等の利活用に関連する補助金（令和7年12月末現在）

### ① 各務原市集会施設に対する補助金

地域住民の融和を図るための活動拠点として、自治会が集会施設を建設・購入・改築・修繕等する費用について補助金を交付します。空家等を購入・改造・改築等する際にも活用可能です。

（補助対象者）

集会施設を建設・購入・改築・修繕等する自治会

（補助金額）

対象経費の 2/3、上限 2,000 万円

### ② 空家バンク登録物件改修補助金 **【追加】**

空家バンクに登録された物件を購入した方が、物件を改修する際の費用について補助金を交付します。

（補助対象者）

空家バンクに登録された物件を購入し、物件を改修する予定の方

（補助金額）

対象経費の 1/2、上限 50 万円（市外の施工業者による改修の場合は、上限 30 万円）

### ③ 各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金 **【追加】**

市民公園周辺の指定された路線において、既存の建物（空家を含む。）を活用して店舗を開業する際の費用について補助金を交付します。

(補助対象者)

既存の建物を活用し、新たに店舗の開業を予定している方

(補助金額)

【店舗整備事業】 工事費・修繕費・設計費が対象

補助対象経費の 1/2、上限 200 万円

【店舗賃借事業】 家賃・共益費が対象

補助対象経費の 1/3、上限 5 万円/月 (12 月間)

### < 民間の取組状況 >

#### 都市再生推進法人と連携した空家対策の取組

【追加】

■都市再生推進法人の指定

市では、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として都市再生推進法人※5 を指定しています。那加地区では、公園や道路の改修といったインフラ整備、空き店舗活用の補助制度の創設を市が行うとともに、都市再生推進法人が空家の活用方法等について提案することで、両者が連携し、空家の活用を通じてまちに賑わいをもたらす取組を実施しています。



※5 都市再生推進法人：都市再生特別措置法に基づき、まちづくり分野で豊富な実績とノウハウを持つ法人であり、まちづくりの中核を担う団体として市が指定するもの。

#### ■都市再生推進法人による取組事例

##### 旧東亜町会館活用事業



< 改修前 >



< 改修後 >

#### 空家・空き店舗の活用促進



< 空家の活用事例紹介 >



< まちづくりトークショー開催 >

【参考】空家の譲渡所得 3,000 万円特別控除

国では、平成 28 年度から空家の発生を抑制するための特例措置（空家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）を実施しています。この制度は、被相続人が居住の用に供していた家屋及びその敷地を相続した相続人が、相続開始の日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、一定の要件を満たして当該家屋またはその土地を譲渡した場合に、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除するものです。

この制度について、市ウェブサイトや、資産税課から送付する「相続人代表者指定届」へのチラシの同封を通じて周知を図り、空家等の有効活用を促します。

■相続人代表者指定届 同封チラシ

**空き家の管理について**

空き家を放置すると「家屋の倒壊・損壊」「ゴミの放置・不法投棄」「雑草・樹木等の繁茂」「無断侵入による不法侵入」「放火による火災」などが発生する恐れがあります。空き家を適切に相続し、正しく管理を行い、売却・賃貸、修繕による利活用を行うなど、早めの対応が必要となります。



老朽化による倒壊、瓦やトタンの飛散による通行人への被災など、空き家を放置することで、他人に危険が及ぶことも心配されます。劣化建材等の落下により、他人に損害を及ぼした場合は、多額の賠償金が発生することもあります。

**【各務原市空き家バンク】**  
各務原市内に所有する空き家を「売りたい・貸したい」という所有者と、物件を「買いたい・借りたい」という利用者をつなげる制度です。各務原市では、売却及び賃貸を希望される物件を、市のウェブサイトで公開し、物件の利用を希望される方を広く募集することで、空き家の利活用を支援しています。

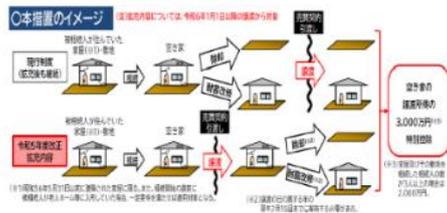


●各務原市役所「空き家バンク」HP アドレス  
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/sunoi/1001763/1011974.html>

○空き家を放置すると、管理等の手間や費用が発生し、負担となる場合があります。空き家の利活用（売却や賃貸）、除却を検討していませんか？

**【問合せ先】**  
・空き家の利活用（空き家バンク）に関すること  
各務原市役所 建築指導課  
TEL (058) 383-7218  
・その他空家対策に関すること  
各務原市役所 まちづくり推進課  
TEL (058) 383-1884

**【空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）について】**  
被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から 3,000 万円（相続した相続人の数が 3 人以上の場合は 2,000 万円）を特別控除します。



**○本措置のイメージ** 注：地方自治体については、令和 5 年 1 月 1 日以後の施行期から適用  
相続人が住んでいた家屋(100㎡未満) → 空き家 → 売却 → 譲渡所得 → 3,000万円特別控除 → 課税所得  
相続人が住んでいた家屋(100㎡未満) → 空き家 → 売却 → 譲渡所得 → 3,000万円特別控除 → 課税所得  
相続人が住んでいた家屋(100㎡未満) → 空き家 → 売却 → 譲渡所得 → 3,000万円特別控除 → 課税所得

**相続開始日を起算点とした適用期間の要件**  
特例の適用を受けるための、空き家・敷地の譲渡日は、以下の 2 要件を共に満たす必要があります。  
①相続開始日（被相続人の死亡日）から起算して 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までであること。  
②特例の適用期間である 2027 年 12 月 31 日までであること。

○特例の適用について、上記のほかにも詳細な要件がございますので、国土交通省のホームページや、お住まい近くの管轄税務署にご確認ください。

●国土交通省「空き家の発生を抑制する特例措置」HP アドレス  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000030.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html)

●各務原市役所「被相続人居住用家屋等確認書の発行について」HP アドレス  
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/sunoi/1001763/1001768.html>

**【申請に係る問合せ先】**  
各務原市役所 まちづくり推進課  
TEL (058) 383-1884

【達成指標】

指標	基準値	目標値	取組方針
空き家リノベーション事業 登録物件数【総合計画】	104 件 H28～R5 (2016～2023) ※累計	129 件 H28～R12 (2016～2030) ※累計	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針③ (1)
空家バンク成約件数 【総合戦略 KPI】	10 件 R4～R5 (2022～2023) ※累計	66 件 R4～R12 (2022～2030) ※累計	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針③ (2)

## 6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置や対処に関する事項

### 基本方針④ 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

#### ○管理不全空家等の定義

空家法第13条第1項において、以下の状態であると規定されています。

適切な管理が行われないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

#### ○特定空家等の定義

空家法第2条第2項において、以下の状態であると規定されています。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空家等のうち、管理不全空家等や特定空家等に該当する可能性があるものについては、管理状況や所有者等の事情、周辺住民への悪影響の範囲や程度、切迫性等を考慮し、管理不全空家等及び特定空家等の判断を行います。

管理不全空家等や特定空家等に認定された後は、空家法に基づき、空家等の状態の改善に向けて、必要な措置を実施します。

また、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家については、管理不全空家等や特定空家等に該当するか否かの判断にかかわらず、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他の必要な措置をとるよう求め、所有者等自身の責任において、早期に解決が図れるように努めます。

### 【市の取組状況】

#### (1) 管理不全空家等及び特定空家等対策実施体制の構築 【拡充】

管理不全空家等及び特定空家等対策については、多角的な観点から検討する必要があります。そこで、市関連部署が連携して対策を講じられるよう、庁内組織である「各務原市空家等対策検討会」及び学識経験者等によって構成され、専門的な意見をいただく「各務原市空家等審査会」を設置し、それぞれで検討しながら対策を実施しています。

#### (2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定 【拡充】

空家法の一部を改正する法律の施行に伴って、改正された『管理不全空家等及び特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライ

ン)」を基に、「各務原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準」を策定しました。当基準を基に、各務原市空家等対策検討会にて市の方針を協議し、各務原市空家等審査会に意見を伺い、対象となる空家等が管理不全空家等や特定空家等に該当するか否か検討しています。

(3) 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置 **【拡充】**

管理不全空家等及び特定空家等に認定したものについては、倒壊等の保安上の危険、衛生面の悪化など、周辺的生活環境に深刻な悪影響を与えるおそれがあるため、空家法に基づいて適切な措置を行います。なお、空家所有者等に対して、「勧告」を行うことより、当該管理不全空家等及び特定空家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。

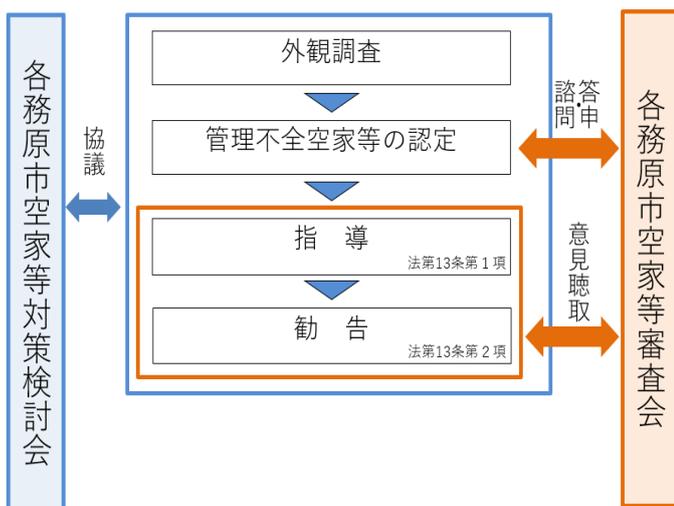
■固定資産税・都市計画税の住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例措置	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200m <sup>2</sup> 以下の住宅用地（200m <sup>2</sup> を超える場合は1戸当たり200m <sup>2</sup> までの部分）	1/6	1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地（ただし、家屋の床面積の10倍まで）	1/3	2/3

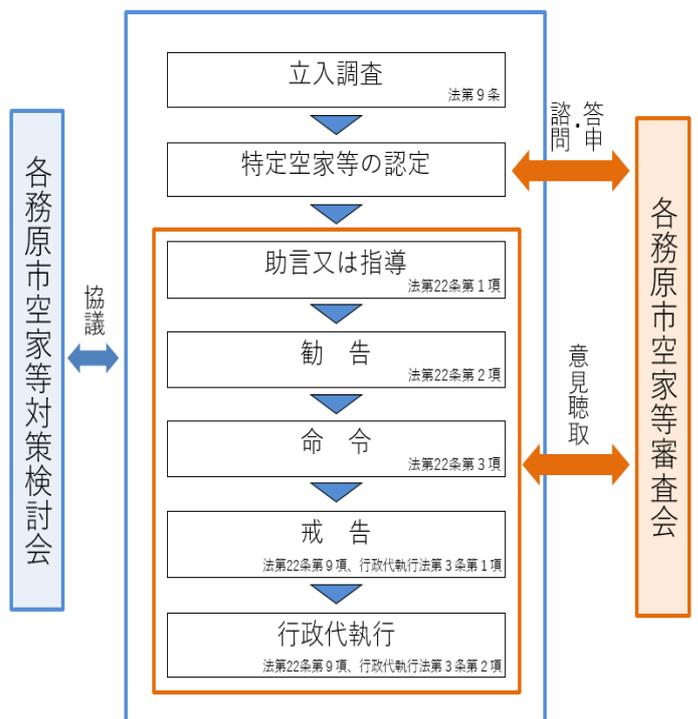
※アパート・マンション等の場合は、戸数×200m<sup>2</sup>以下の部分が小規模住宅用地となります。

※併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なります。

■管理不全空家等に対する措置のフローチャート



■特定空家等に対する措置のフローチャート



#### (4) 代執行の実施

空家法第 22 条（令和 5 年 12 月空家法改正のため、改正前空家法第 14 条に同じ）に基づく措置を実施しても、必要な改善が行われなかった所有者等に対し、令和 2 年 6 月に行政代執行による特定空家等の除却を行いました。また、令和 7 年 10 月から 12 月末にかけて、行政代執行による特定空家等の除却、敷地内の樹木の伐採等を実施しました。

さらに、相続放棄等により所有者等を確認することができない特定空家等については、略式代執行による特定空家等の除却等を行うことで、地域住民の生活環境の保全を図ってまいります。

##### ■行政代執行実施写真（令和 2 年実施）



(実施前)



(実施後)

##### ■行政代執行実施写真（令和 7 年実施）



(実施前)



(実施後)

## (5) 管理不全空家等及び特定空家等の状況

### ① 管理不全空家等の状況【令和7年12月末現在】

認定：9件11棟

所有者等による解体：1件1棟

残り：8件10棟

### ② 特定空家等の状況【令和7年12月末現在】

認定：10件11棟

所有者等による解体：2件3棟

行政代執行による解体：2件2棟

残り：6件6棟（うち1件1棟について、令和7年度中に略式代執行実施予定。）

## (6) 特定空家等の除却に対する補助金

空家法の施行により、特定空家等について、行政代執行による除却が可能となりましたが、そこに至るには、助言・指導、勧告、命令など多くの行政措置が必要であり、除却までに相当な時間を要します。

そこで、所有者等に自主的な除却を促し、早急に地域住民の安心安全を確保することを目的とし、特定空家等の除却に対する補助制度を設けています。

○各務原市特定空家等除却支援補助金（令和7年12月時点）

（補助対象者）

特定空家等の所有者等のうち、空家法に規定する「命令」を受けていない方

（補助金額）

対象経費の1/3、上限30万円

## 【達成指標】

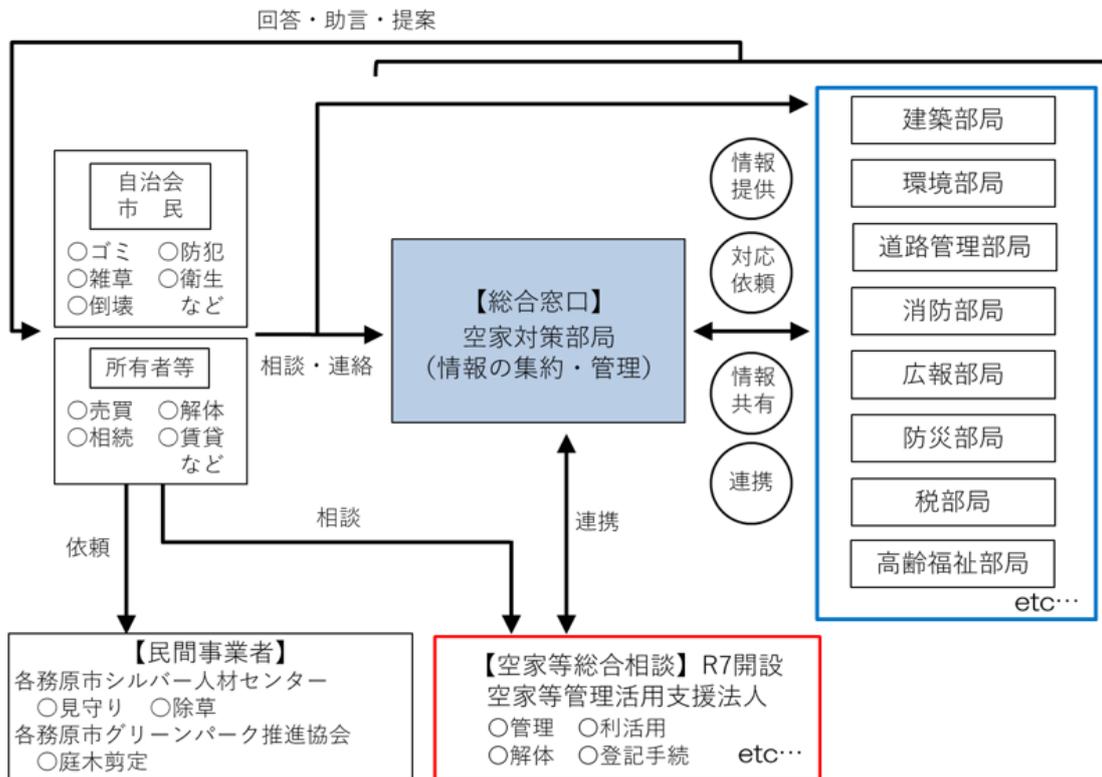
指標	基準値	目標値	取組方針
第3期各務原市空家等対策計画策定時に存在する管理不全空家等の件数	8件10棟 R7(2025) ※年度末	4件5棟 (R12年度末)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針④(3)
第3期各務原市空家等対策計画策定時に存在する特定空家等の件数	5件5棟 R7(2025) ※年度末	0件0棟 (R12年度末)	第3期各務原市空家等対策計画 基本方針④(3)

## 7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項

市では、市民や自治会からの空家等に関する相談に対して、総合窓口(空家対策部局)を設け、空家等全般の相談に応じるほか、内容に応じて関係部局と調整し、迅速な対応に努めています。

また、空家等を取り巻く問題は、空家等が周囲に悪影響を及ぼすことによる地域住民の生活環境に関するだけでなく、空家等の所有者等の相続上のトラブルや家庭の経済状況など多岐にわたります。関係部局だけの対応が困難な相談等については、市民相談業務と連携し、法律相談や建築相談など、あらゆる相談に応じることができる体制を整えています。それに加え、「何から相談したらよいかわからない」という相談者のため、様々な悩みをワンストップで対応することができる空家等総合相談の窓口を開設しています。

### ■相談への対応体制



### ■空家等総合相談 (令和7年12月末現在)

概要: 住まいや空家等に関する問題全般にワンストップで対応可能な相談窓口

開催日時: 毎月第2木曜日

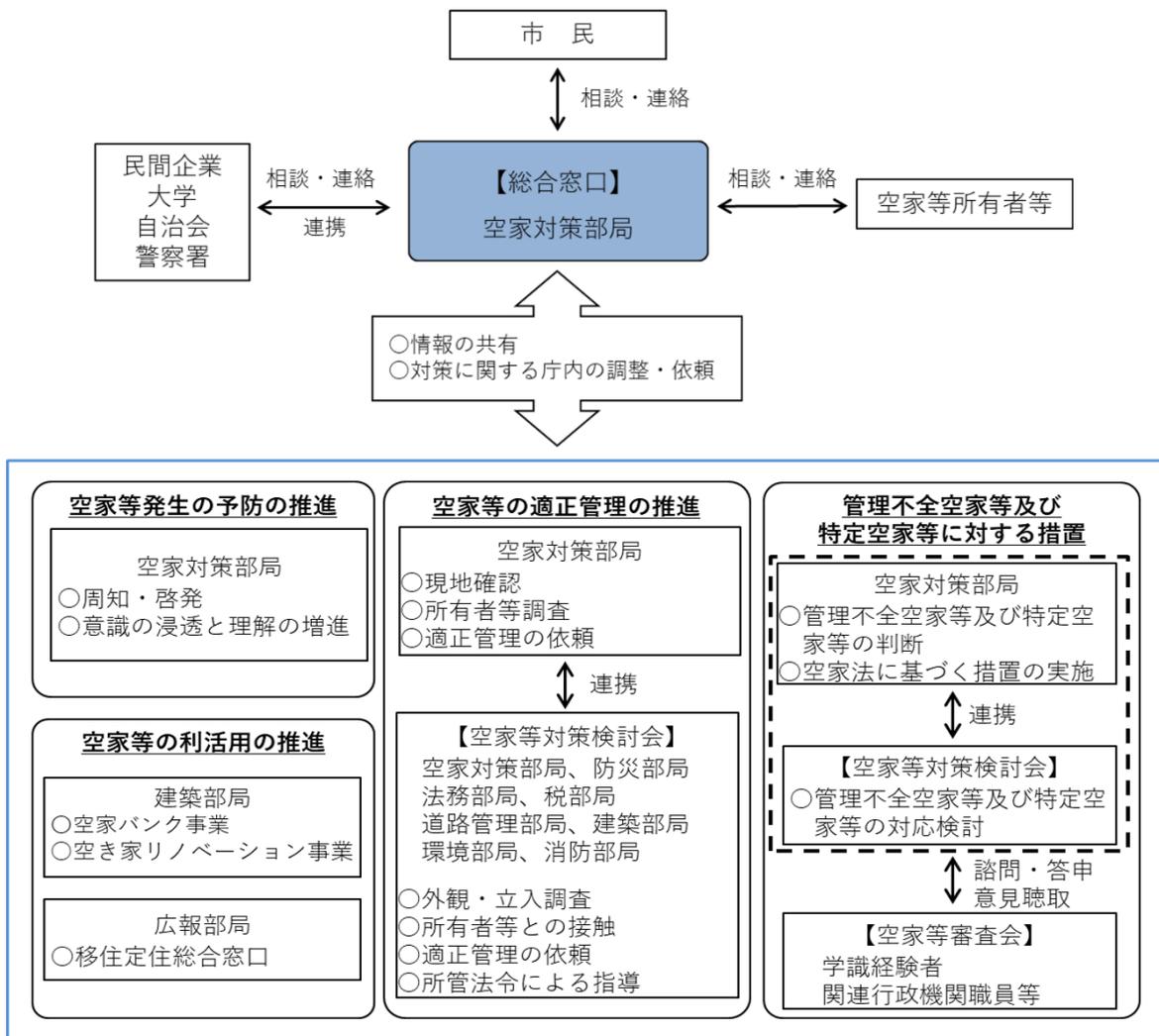
相談員: 司法書士、建築士、税理士、宅地建物取引士など

## 8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等対策にあたっては、発生の予防、適正管理、売却や賃貸等の利活用など、それぞれの段階に適した効果的な対策が求められます。そのため、空家対策部局にて空家等総合相談窓口を設置し、空家等所有者等からの相談に対して、適切な解決方法を示すとともに、複合的な事案については、庁内関連部局が情報を共有しながら、横断的かつ専門的に対応できる体制を整えています。

一方で、人口減少や少子高齢化などを背景に、管理が十分になされていない空家の件数は年々増加傾向にあり、適正管理や利活用、さらには、管理不全空家等や特定空家等に対する措置など、多岐にわたる対応が求められています。このことから、今後も引き続き、庁内関連部局との連携強化はもとより民間企業や大学、自治会、警察署などの組織や各務原市空家等審査会とも一体となって取り組むことで、空家対策をより強力に押し進めてまいります。

### ■空家等対策の実施体制



參考資料



## 1. アンケート結果（抜粋）

本市の空家等対策の方向性を定めるため、市内における周辺に支障のある空家の状況や高齢化率等を踏まえ、モデル地区（尾崎南町、尾崎北町、那加雄飛ヶ丘町、須衛町、緑苑北、緑苑南、つつじが丘、松が丘、新鶉沼台、前渡西町、大野町）を設定し、空家と想定される住居の所有者にアンケート調査票を配布し、空家の使用状況や今後の活用意向の把握にあたりました。

### ■調査に関する事項

区分	内容
抽出方法	市空家台帳及び外観目視調査で空家と想定された建物の所有者の氏名、住所を抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	令和7年11月1日
調査期間	令和7年11月10日～令和7年11月25日

### ■配布・回収に関する事項

区分	空家を所有または管理されている方、相続をされた方
配布数（A）	169
回収件数（B）	76
回収率（B/A）	44.97%

令和2年度に同様の調査を実施しており、今回の調査結果とともに併記しました。併記したグラフは、今回の調査結果を「R7年度」、前回の調査結果を「R2年度」として記載しています。なお、令和2年度調査の概要は下記のとおりです。

### ■令和2年度調査時のモデル地区

地区
尾崎北町、那加西野町、那加雄飛ヶ丘町、各務おがせ町、松が丘、緑苑中、緑苑西、鶉沼台、前渡東町、川島松倉町

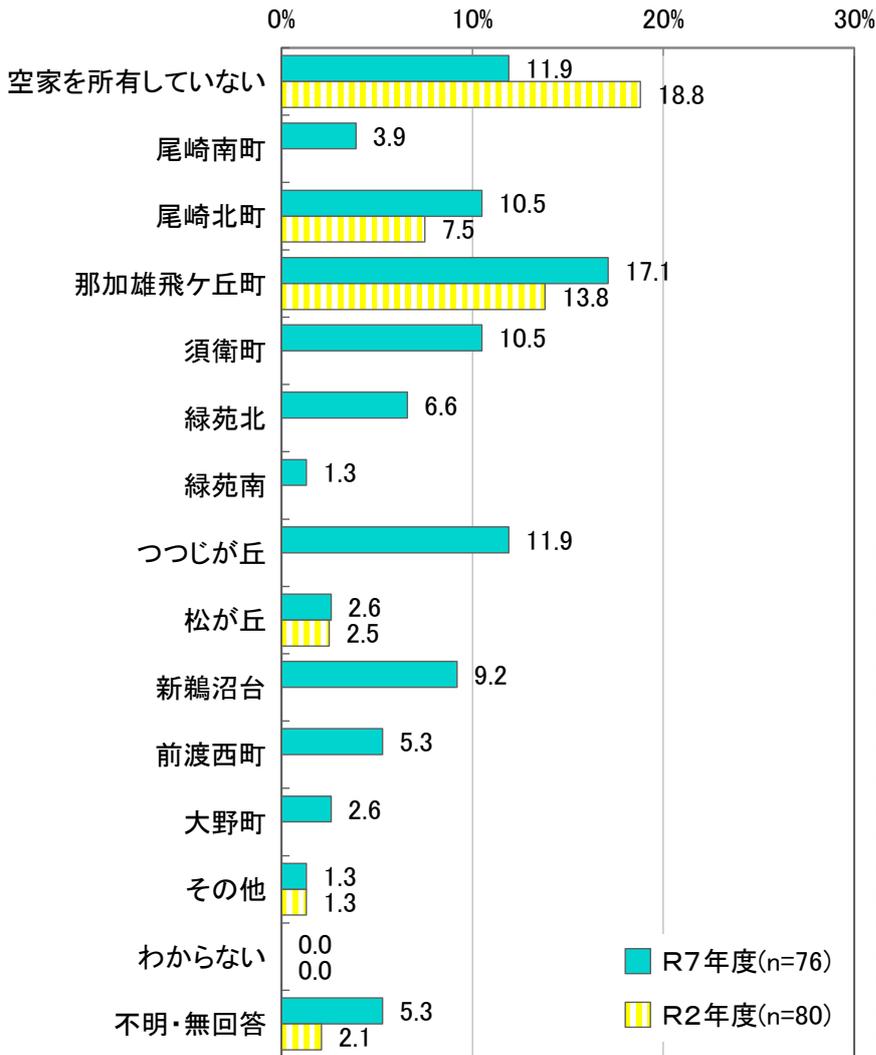
### ■令和2年度に実施した調査に関する事項

区分	内容
抽出方法	市空家台帳及び外観目視調査で空家と想定された建物の所有者の氏名、住所を抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	令和2年11月1日
調査期間	令和2年11月7日～令和2年11月20日

**問1 各務原市内で所有されている空家はどの地区にありますか。(単数回答)**

空家の所在地区は、「那加雄飛ヶ丘町」が17.1%と最も高く、次いで「つつじが丘」が11.9%、「尾崎北町」「須衛町」がそれぞれ10.5%となっています。なお、「空家を所有していない」は、全体の11.9%となっています。

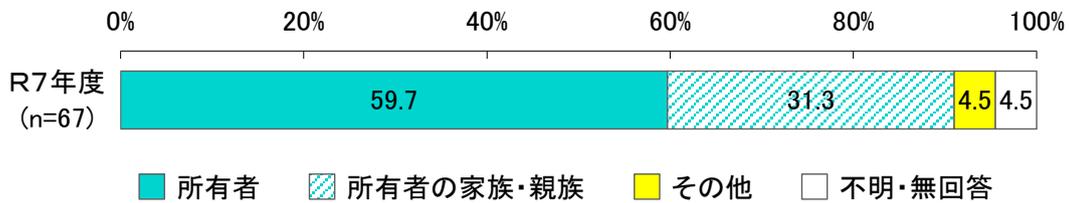
令和2年度と比較すると、「那加雄飛ヶ丘町」「尾崎北町」がそれぞれ高くなっています。



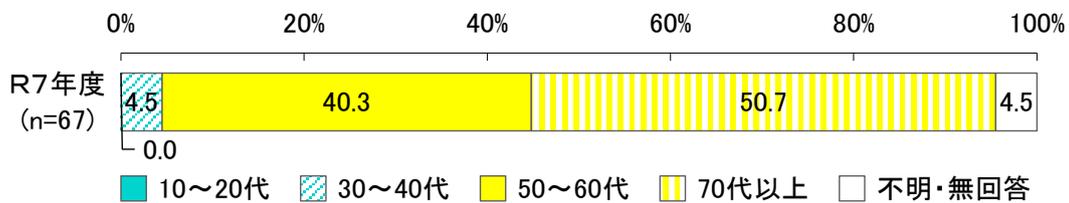
※R2年度は、R7年度の調査モデル地区と異なるため、参考値として掲載。  
 (R2年度の調査では、尾崎南町、須衛町、緑苑北、緑苑南、つつじが丘、新鶺沼台、前渡西町、大野町については、調査モデル地区としていない。)  
 ※R2年度の調査では、以下の地区についても調査を実施。  
 ・那加西野町 (3.8%)  
 ・各務おがせ町 (8.8%)  
 ・緑苑中 (2.5%)  
 ・緑苑西 (3.8%)  
 ・鶺沼台 (20.0%)  
 ・前渡東町 (6.3%)

※以下、空家を所有している方（問1で「空家を所有していない」以外を選んだ方）が回答。

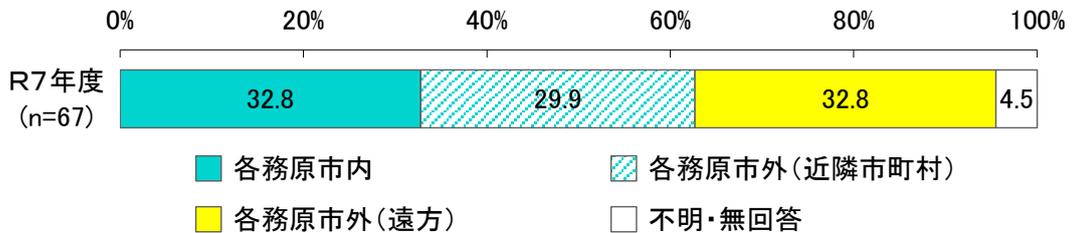
**問2** このアンケートに回答された方をお答えください。（単数回答）



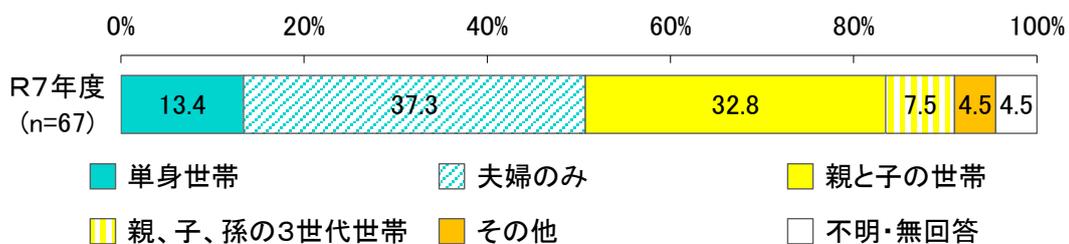
**問3** このアンケートに回答された方の年齢をお答えください。（単数回答）



**問4** このアンケートに回答された方の居住地をお答えください。（単数回答）



**問5** このアンケートに回答された方の世帯をお答えください。（単数回答）

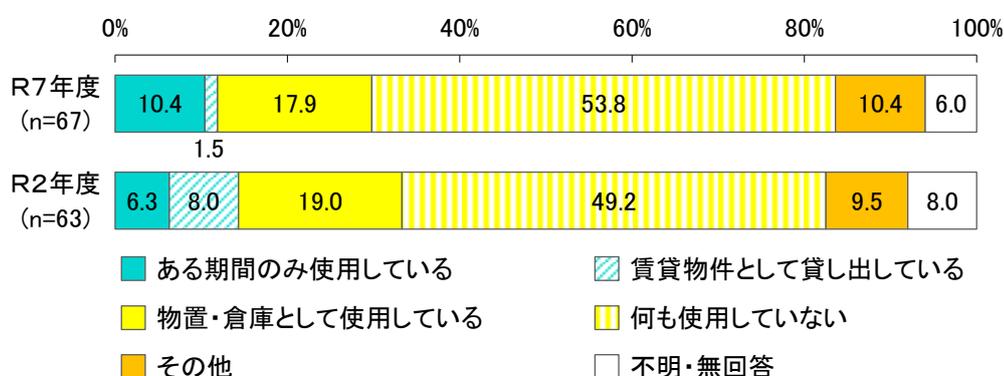


**問6 現在、空家はどのような状態になっていますか。**

なお、「賃貸物件として貸し出している」に○をつけた方は〔入居者のあり・なし〕、「何も使用していない」に○をつけた方は〔解体予定のあり・なし〕についても、あてはまるものに○をつけてください。（単数回答）

現在の空家の状態は、「何も使用していない」が53.8%と最も高く、次いで「物置・倉庫として使用している」が17.9%、「ある期間のみ使用している」「その他」がそれぞれ10.4%となっています。

令和2年度と比較すると、「賃貸物件として貸し出している」が6.5ポイント低くなっている一方で、「何も使用していない」は4.6ポイント、「ある期間のみ使用している」は4.1ポイント高くなっています。『利活用している』（「ある期間のみ使用している」「賃貸物件として貸し出している」及び「物置・倉庫として使用している」の合算）は、3.4ポイント低くなっています。



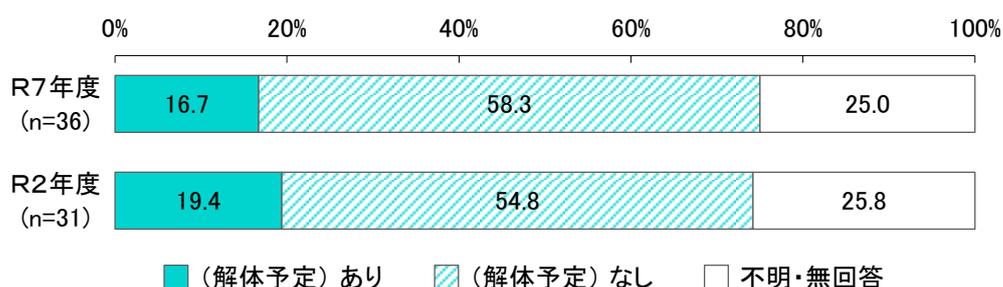
**■ 「賃貸物件として貸し出している」 方の入居者の有無**（単数回答）

内容	R 7年度 (n=1)	R 2年度 (n=5)
(入居者) あり	0 件	2 件
(入居者) なし	1 件	3 件
不明・無回答	0 件	0 件

**■ 「何も使用していない」 方の解体予定**（単数回答）

所有物件について「何も使用していない」(53.8%) 方のうち、「(解体予定) あり」は16.7%、「(解体予定) なし」は58.3%となっています。

令和2年度と比較すると、「(解体予定) あり」が2.7ポイント低くなっているものの、実件数で見ると令和7年度、令和2年度それぞれ6件となっています。



※問6で「ある期間のみ利用している」を選んだ方

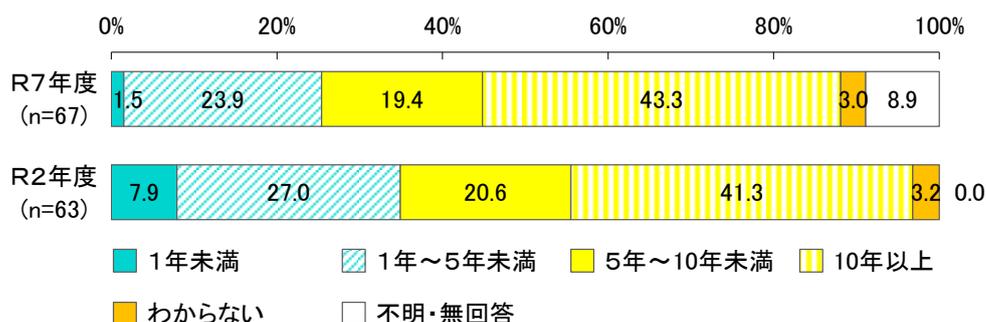
問6-1 空家で過ごす時期はいつ頃、またはどの程度ですか。(単数回答)

R7年度 (n=7)	件数
お盆や正月など、特定の時期に過ごす	2
月に数日は過ごす	0
年に数日は過ごす	5
その他	0
不明・無回答	0

問7 空家になってから、どれくらい経ちますか。(単数回答)

空家になってからの期間は、「10年以上」が43.3%と最も高く、次いで「1年～5年未満」が23.9%、「5年～10年未満」が19.4%となっています。

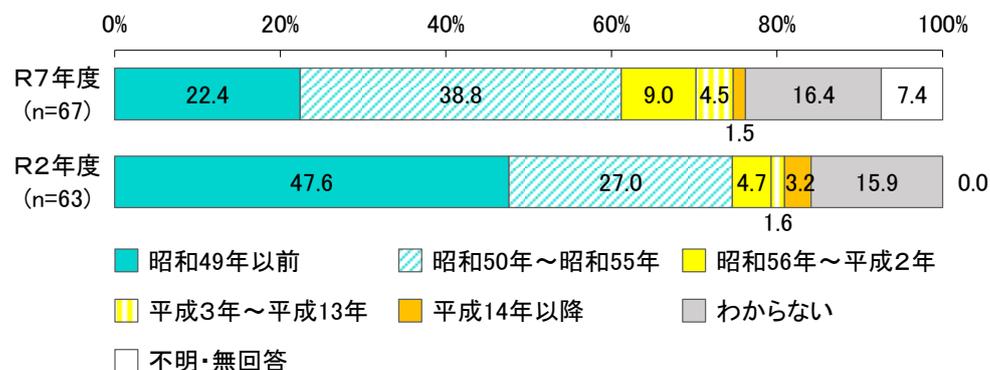
令和2年度と比較すると、「10年以上」が2.0ポイント高くなっています。なお、『5年未満の空家』（「1年未満」及び「1年～5年未満」の合算）は9.5ポイント低くなっています。



問8 空家の建築時期（竣工時期）はいつ頃ですか。(単数回答)

空家の建築時期（竣工時期）は、「昭和50年～昭和55年」が38.8%と最も高く、次いで「昭和49年以前」が22.4%、「わからない」が16.4%となっています。

令和2年度と比較すると、「昭和49年以前」が25.2ポイント低くなっている一方で、「昭和50年～昭和55年」が11.8ポイント高くなっています。



### 問9 空家と土地の所有者は同一ですか。（単数回答）

空家と土地所有者が同一かは、「はい」が85.1%、「いいえ」が9.0%となっています。

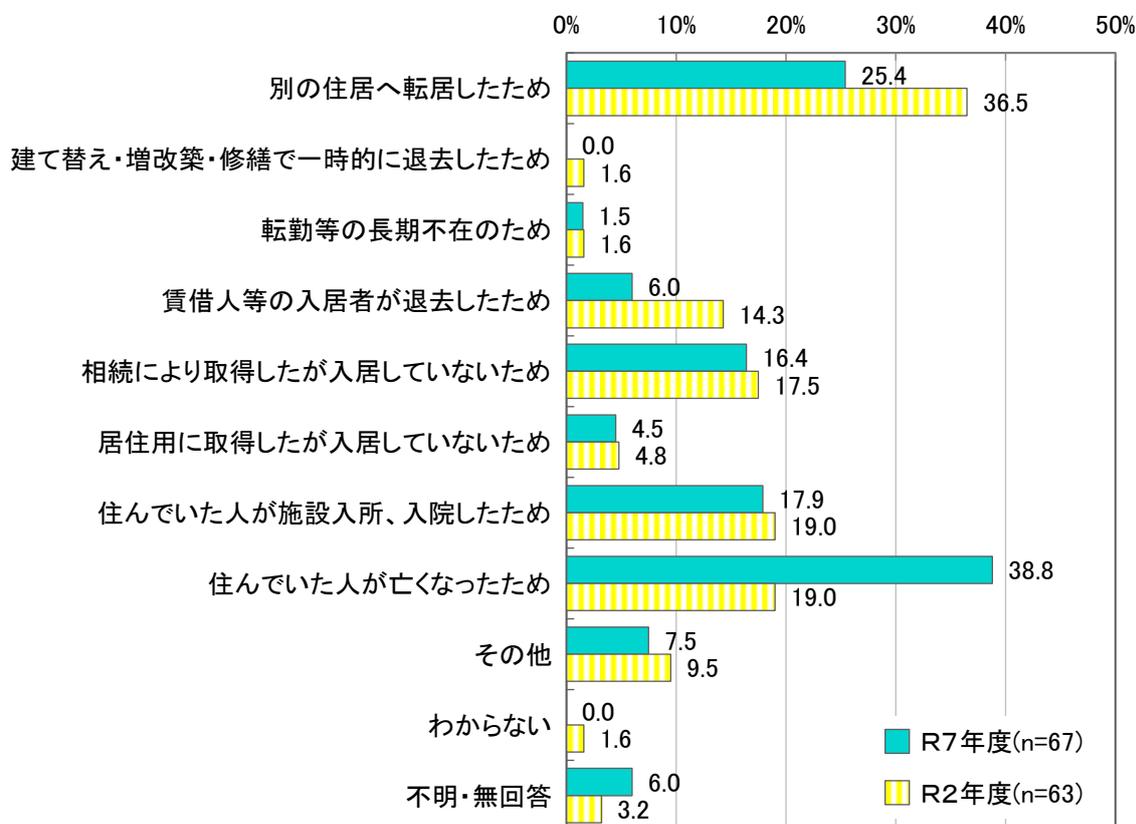
令和2年度と比較すると、「はい」（空家と土地所有者が同一である割合）が13.3ポイント低くなっています。



### 問10 空家となったきっかけは何ですか。（複数回答）

空家となったきっかけは、「住んでいた人が亡くなったため」が38.8%と最も高く、次いで「別の住居へ転居したため」が25.4%、「住んでいた人が施設入所、入院したため」が17.9%となっています。

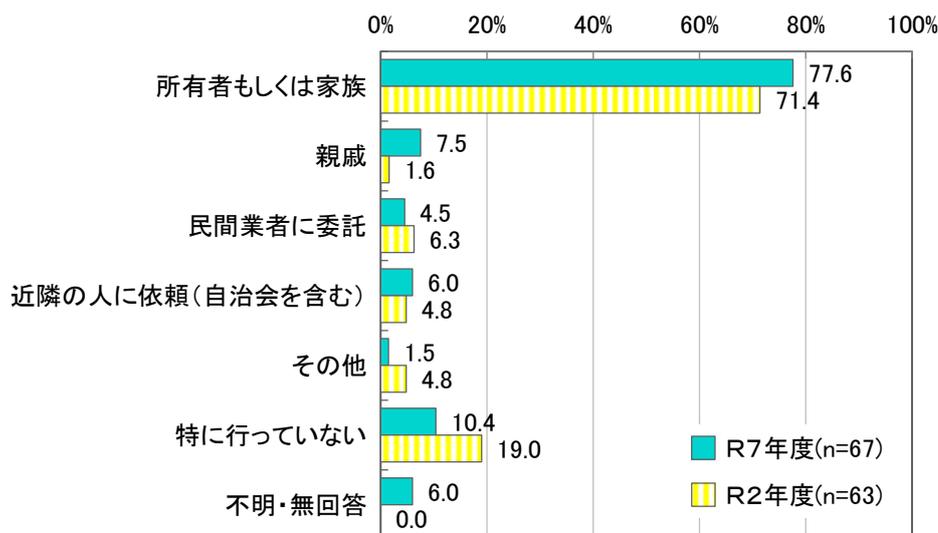
令和2年度と比較すると、「別の住居へ転居したため」は11.1ポイント低くなっている一方で、「住んでいた人が亡くなったため」が19.8ポイント高くなっています。



### 問 11 空家の維持・管理はどなたが行っていますか。（複数回答）

空家の維持・管理者は、「所有者もしくは家族」が77.6%と最も高く、次いで「特に行っていない」が10.4%、「親戚」が7.5%となっています。

令和2年度と比較すると、「特に行っていない」が8.6ポイント低くなっています。なお、「民間業者に委託」は1.8ポイント低く、「近隣の人に依頼（自治会を含む）」は1.2ポイント高くなっています。



#### ※問 11 で「特に行っていない」を選んだ方

##### 問 11-1 維持・管理を行っていない理由は何ですか。（複数回答）

維持・管理を行っていない理由は、「遠方在住のため維持・管理が困難」が4件、「維持・管理に費用がかかる」「維持・管理に手間がかかる」がそれぞれ2件、「高齢のため維持・管理したいができない」が1件となっています。

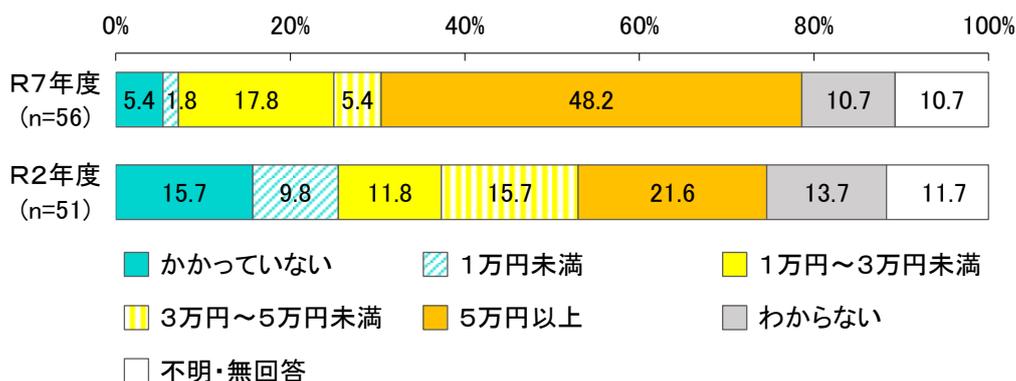
R 7 年度 (n=7)	件数
高齢のため維持・管理したいができない	1
維持・管理に費用がかかる	2
遠方在住のため維持・管理が困難	4
権利・相続関係の都合で管理が困難	0
維持・管理に手間がかかる	2
その他	0
不明・無回答	0

※以下問 11-4 まで、問 11 で「特に行っていない」以外を選んだ方

**問 11-2 空家の維持・管理にかかる費用は年間いくらくらいですか。**（単数回答）

維持・管理にかかる年間の費用は、「5万円以上」が48.2%と最も高く、次いで「1万円～3万円未満」が17.8%、「わからない」が10.7%となっています。

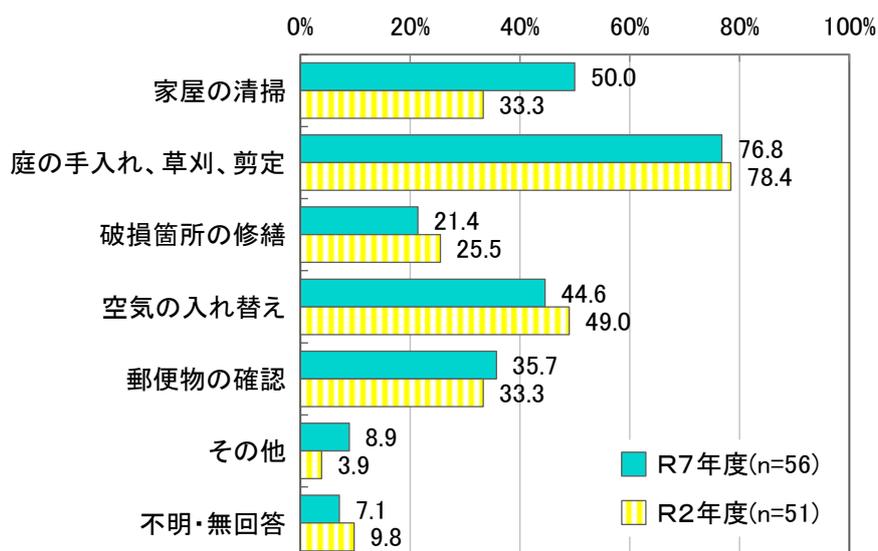
令和2年度と比較すると、「かかっていない」「3万円～5万円未満」がそれぞれ10ポイント以上低くなっている一方で、「5万円以上」は21.6ポイント高くなっています。



**問 11-3 空家の維持・管理はどのようなことを行っていますか。**（複数回答）

維持・管理の内容は、「庭の手入れ、草刈、剪定」が76.8%と最も高く、次いで「家屋の清掃」が50.0%、「空気の入替え」が44.6%となっています。

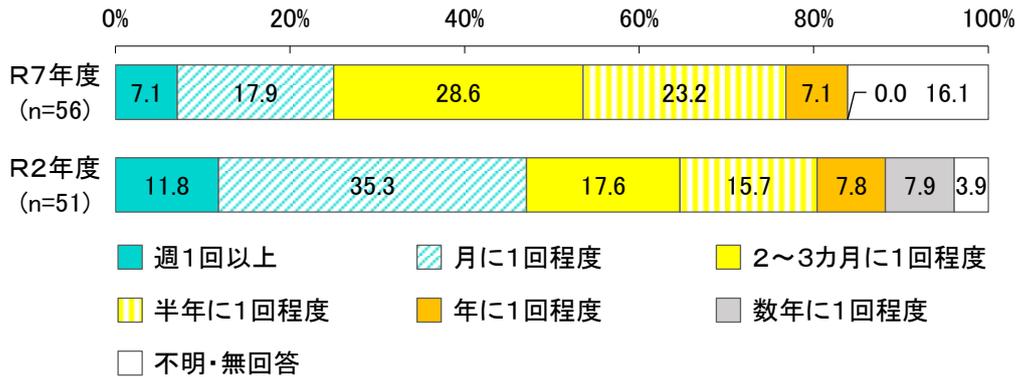
令和2年度と比較すると、「家屋の清掃」が16.7ポイント高くなっています。



**問 11－4 空家の維持・管理はどれくらいの頻度で行っていますか。**（単数回答）

維持・管理の頻度は、「2～3カ月に1回程度」が28.6%と最も高く、次いで「半年に1回程度」が23.2%、「月に1回程度」が17.9%となっています。

令和2年度と比較すると、「月に1回程度」が17.4ポイント低くなっている一方で、「2～3カ月に1回程度」が11.0ポイント高くなっています。なお、『月1回以上の管理』（「週1回以上」と「月に1回程度」の合算）は、22.1ポイント低くなっています。

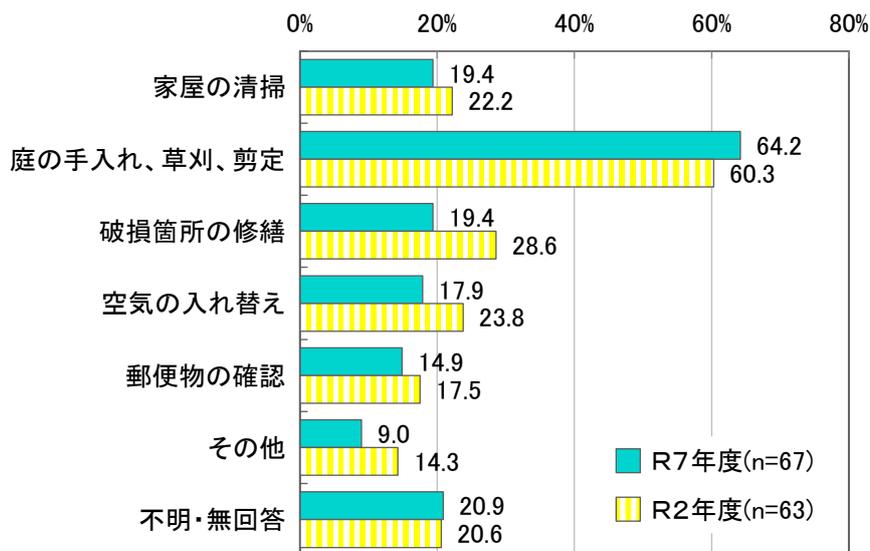


**問 12 空家の管理を第三者へ依頼する場合、どのような作業を希望しますか。**

（複数回答）

空家管理を第三者へ依頼する場合に希望する作業内容は、「庭の手入れ、草刈、剪定」が64.2%と最も高く、次いで「家屋の清掃」「破損箇所の修繕」がそれぞれ19.4%、「空気の入替え」が17.9%となっています。

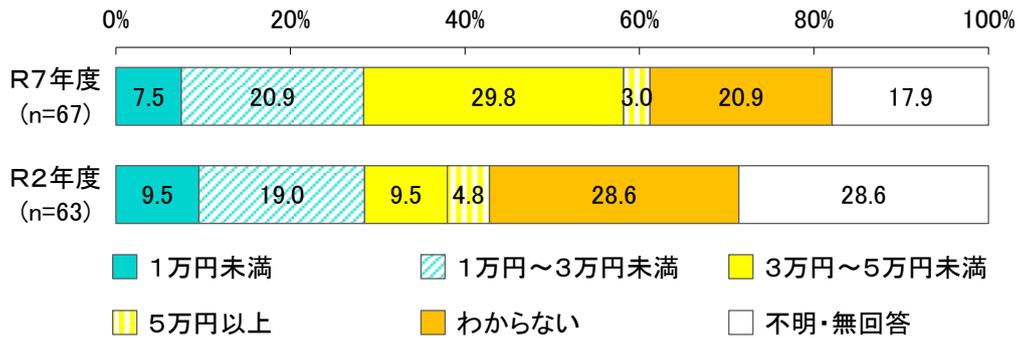
令和2年度と比較すると、「破損箇所の修繕」が9.2ポイント低くなっています。



**問 13 依頼する場合、費用は年間いくらまで負担してもよいと考えますか。**（単数回答）

空家管理を第三者へ依頼する場合に年間で負担してもよい費用は、「3万円～5万円未満」が29.8%と最も高く、次いで「1万円～3万円未満」「わからない」がそれぞれ20.9%、「1万円未満」がそれぞれ7.5%となっています。

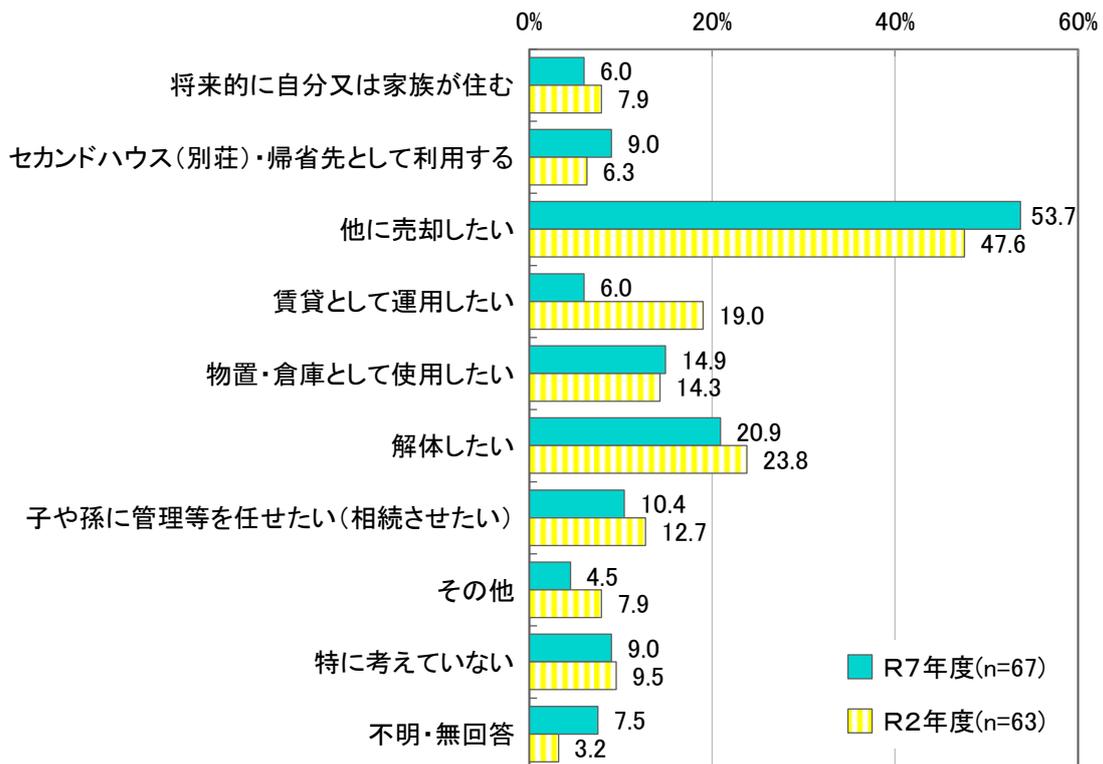
令和2年度と比較すると、「3万円～5万円未満」が20.3ポイント高くなっています。費用負担は抑えたいが、ある程度の金額であれば負担してもよいと考えている人が多くなっています。



**問 14 今後の空家の活用について、どのようにお考えですか。**（複数回答）

今後の空家の活用は、「他に売却したい」が53.7%と最も高く、次いで「解体したい」が20.9%、「物置・倉庫として使用したい」が14.9%となっています。

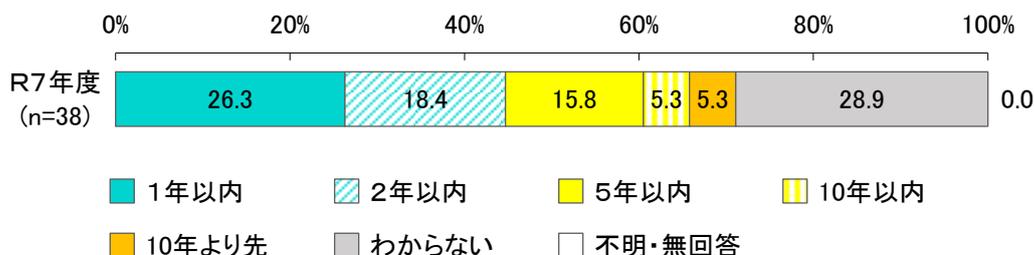
令和2年度と比較すると、「賃貸として運用したい」は13.0ポイント低くなっています。なお、「他に売却したい」空家については、令和2年度と比較すると高くなっています。



※以下、問 14-1①及び問 14-1②については、問 14 で「他に売却したい」又は「賃貸として運用したい」を選んだ方

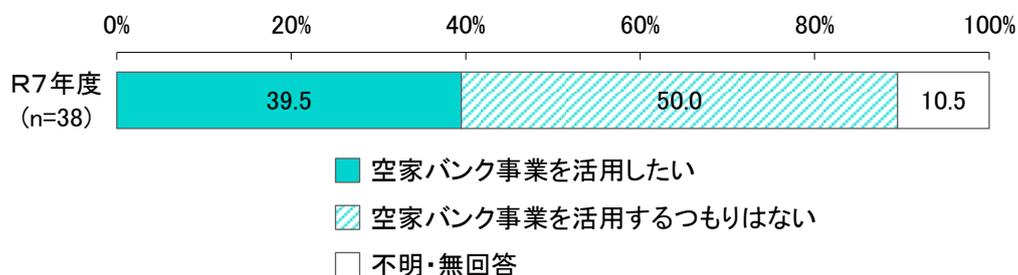
**問 14-1① 売却又は貸出を検討しているのはいつ頃ですか。**（単数回答）

売却又は貸出希望の時期は、「わからない」が28.9%と最も高く、次いで「1年以内」が26.3%、「2年以内」が18.4%となっています。



**問 14-1② 空家の売却又は貸出にあたり「空家バンク事業」についてどのようにお考えですか。**（単数回答）

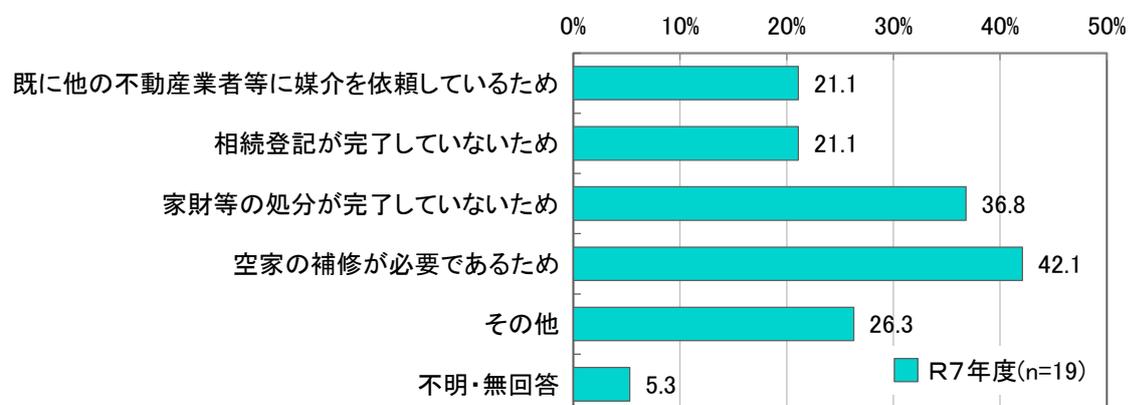
空家の売却又は貸出にあたっての「空家バンク事業」の活用は、「空家バンク事業を活用するつもりはない」が50.0%、「空家バンク事業を活用したい」が39.5%となっています。



※問 14-1②で「空家バンク事業を活用するつもりはない」を選んだ方

問 14-1③ 空家バンク事業を活用しない理由は何ですか。（複数回答）

空家バンク事業を活用しない理由は、「空家の補修が必要であるため」が 42.1%と最も高く、次いで「家財等の処分が完了していないため」が 36.8%、「その他」が 26.3%となっています。



※問 14-1③で「既に他の不動産業者等に媒介を依頼しているため」を選んだ方

問 14-1④ 各務原市の「空家バンク登録物件改修補助制度」をご存じですか。

(単数回答)

「空家バンク登録物件改修補助制度」の認知度は、「空家バンク登録物件改修補助制度を知っている」が 1 件、「空家バンク登録物件改修補助制度を知らない」が 3 件となっています。

R 7 年度 (n=4)	件数
空家バンク登録物件改修補助制度を知っている	1
空家バンク登録物件改修補助制度を知らない	3
不明・無回答	0

※問 14で「賃貸として運用したい」を選んだ方

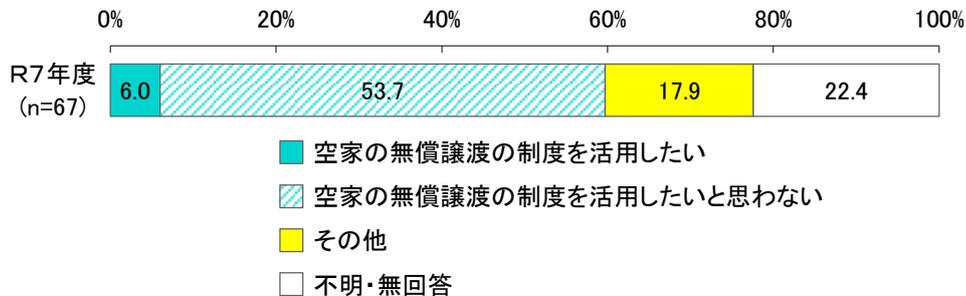
問 14-2 空家を貸し出すにあたり「空き家リノベーション事業」についてどのようにお考えですか。（単数回答）

空家を貸し出すにあたっての「空き家リノベーション事業」の活用は、「空き家リノベーション事業を活用したい」が 2 件、「空き家リノベーション事業を活用するつもりはない」が 0 件となっています。

R 7 年度 (n=4)	件数
空き家リノベーション事業を活用したい	2
空き家リノベーション事業を活用するつもりはない	0
不明・無回答	2

**問 15 空家の利用希望者へ無償で空家を譲渡する制度があれば、その制度を活用したいと考えますか。(単数回答)**

空家の利用希望者へ無償で空家を譲渡する制度の活用は、「空家の無償譲渡の制度を活用したい」が6.0%、「空家の無償譲渡の制度を活用したいと思わない」が53.7%、「その他」が17.9%となっています。

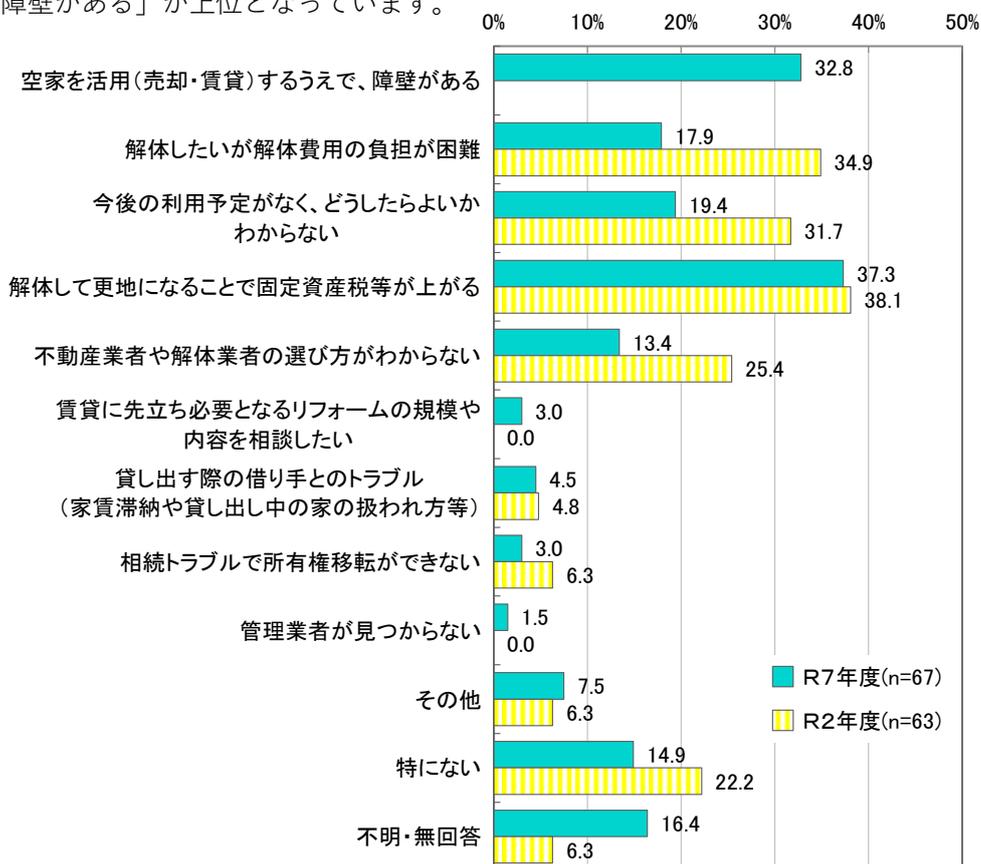


**問 16 空家について、心配ごとやお困りごとはありますか。(複数回答)**

今後の空家の活用についての心配や困りごとは、「解体して更地になることで固定資産税等が上がる」が37.3%と最も高く、次いで「空家を活用（売却・賃貸）するうえで、障壁がある」が32.8%、「今後の利用予定がなくどうしたらよいか分からない」が19.4%となっています。

令和2年度と比較すると、「解体したいが解体費用の負担が困難」が17.0ポイント、「今後の利用予定がなくどうしたらよいか分からない」が12.3ポイント、「不動産業者や解体業者の選び方がわからない」が12.0ポイント、それぞれ低くなっています。

なお、「解体して更地になることで固定資産税等が上がる」「空家を活用（売却・賃貸）するうえで、障壁がある」が上位となっています。

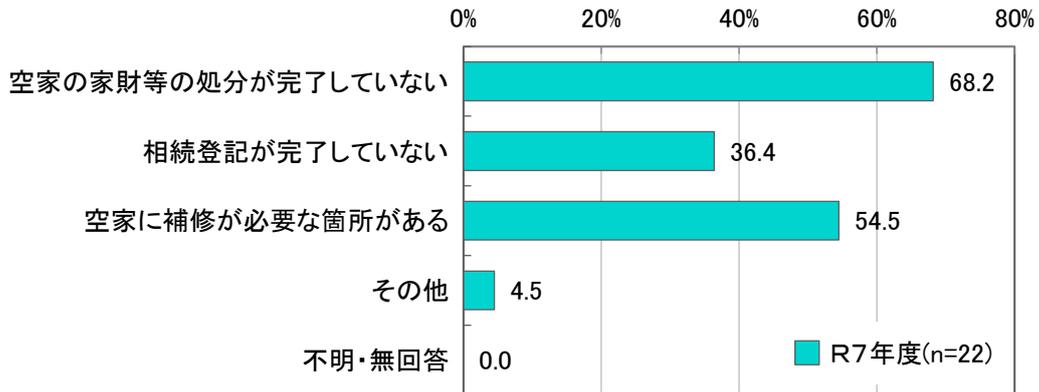


※問 16 で「空家を活用（売却・賃貸）するうえで、障壁がある」を選んだ方

**問 16－1 空家の売却又は賃貸にあたり障壁となっていることは何ですか。**

（複数回答）

空家の売却又は賃貸にあたり障壁となっていることは、「空家の家財等の処分が完了していない」が 68.2%と最も高く、次いで「空家に補修が必要な箇所がある」が 54.5%、「相続登記が完了していない」が 36.4%となっています。



## 2. 関連法令等

### ① 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号）

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 空家等の調査（第九条—第十一条）
- 第三章 空家等の適切な管理に係る措置（第十二条—第十四条）
- 第四章 空家等の活用に係る措置（第十五条—第二十一条）
- 第五章 特定空家等に対する措置（第二十二条）
- 第六章 空家等管理活用支援法人（第二十三条—第二十八条）
- 第七章 雑則（第二十九条）
- 第八章 罰則（第三十条）

#### 附則

##### 第一章 総則

（令五法五〇・章名追加）

##### （目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（令五法五〇・一部改正）

##### （国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進

に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令五法五〇・追加)

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 二次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項

四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令五法五〇・旧第五条繰下・一部改正)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定

の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（令五法五〇・旧第六条繰下・一部改正）

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令五法五〇・旧第七条繰下）

## 第二章 空家等の調査

（令五法五〇・章名追加）

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（令五法五〇・一部改正）

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（令五法五〇・一部改正）

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・一部改正)

### 第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(令五法五〇・追加)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

### 第四章 空家等の活用に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・旧第十三条繰下)

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのであつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・追加)

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて

許可した場合その他」とする。

(令五法五〇・追加)

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(令五法五〇・追加)

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

(令五法五〇・追加)

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

第五章 特定空家等に対する措置

(令五法五〇・章名追加)

第二十二條 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者

においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（令五法五〇・旧第十四条繰下・一部改正）

#### 第六章 空家等管理活用支援法人

（令五法五〇・追加）

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（令五法五〇・追加）

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(令五法五〇・追加)

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(令五法五〇・追加)

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提

案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(令五法五〇・追加)

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

(令五法五〇・追加)

## 第七章 雑則

(令五法五〇・章名追加)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令五法五〇・旧第十五条繰下・一部改正)

## 第八章 罰則

(令五法五〇・章名追加)

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(令五法五〇・旧第十六条繰下・一部改正)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

- 3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

② 各務原市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成31年2月18日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査等）

第2条 市長は、法第9条第2項の規定による報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査事前通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

（管理不全空家等に係る指導）

第3条 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（様式第5号）により行うものとする。

（管理不全空家等に係る勧告）

第4条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（助言又は指導）

第5条 法第22条第1項の助言又は指導は、口頭又は助言・指導書（様式第7号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第8号）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第9号）により行うものとする。

（命令に係る事前の通知等）

第8条 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第10号）によるものとする。

2 法第22条第4項の代理人（次項において「代理人」という。）の資格は、書面で証明しなければならない。

3 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

（意見の聴取の請求等）

第9条 法第22条第5項の規定により公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を請求しようとする者（以下「聴取請求者」という。）は、意見の聴取請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 法第22条第7項の規定による通知は、意見の聴取通知書（様式第12号）により行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、法第22条第6項の代理人（以下「代理人」という。）につ

いて準用する。

(意見の聴取の期日等の変更)

第10条 聴取請求者又はその代理人は、やむを得ない理由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、理由を付してその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その理由が正当と認めるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 前項に規定する場合のほか、市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第22条第7項の規定による通知及び公告をした期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、当該期日を延期し、又は当該場所を変更することができる。

(意見の聴取の主宰)

第11条 意見の聴取は、市長が指名する職員(次条及び第14条において「議長」という。)が主宰する。

(職員等の出席)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、意見の聴取に関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求めて、説明を聴くことができる。

(意見の聴取の方式)

第13条 意見の聴取は、口頭により行うものとする。ただし、聴取請求者又はその代理人が意見の聴取に出頭しない場合において、意見の聴取の事項に関する陳述書及び証拠書類等(以下この条及び第15条において「陳述書等」という。)の提出があったときは、当該陳述書等を職員が朗読することにより意見の聴取を行うことができるものとする。

(陳述の制限及び秩序維持)

第14条 議長は、聴取請求者又はその代理人が意見の聴取の事項の範囲を超えて陳述する場合その他議事を整理するためやむを得ないと認める場合は、当該聴取請求者又はその代理人に対し、その陳述を制限することができる。

2 議長は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の秩序を維持するため、意見の聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じる等適当な措置をとることができる。

(不出頭等の場合における意見の聴取の終結)

第15条 市長は、聴取請求者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見の聴取の機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(代執行)

第16条 法第22条第9項に規定する処分(以下この条において「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項に規定する戒告は、戒告書(様式第13号)によるものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、様式第14号によるものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第15号)によるものとする。

(準用)

第17条 前条第3項の規定は、法第22条第10項及び第11項に規定する処分について準用する。

(標識)

第18条 法第22条第13項の標識は、様式第16号によるものとする。

(その他)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、法第9条第2項の規定により、下記のとおり当該空家等に関する事項について報告を求めます。

#### 記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告徴収の責任者

5. 報告の期限

年 月 日

- ・上記5の期限までに上記3に示す者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定により、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告又は命令を行うことがあります。
- ・この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- ・この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所

氏 名

電話番号

### 空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）  
第9条第2項の規定により、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 対象となる空家等  
所在地  
用 途  
所有者等の住所及び氏名
2. 報告事項
3. 添付書類

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

様式第3号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 立入調査事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当する可能性があるため、法第9条第2項の規定による立入調査を行いますので、同条第3項の規定により、通知します。

#### 記

1. 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 立入調査に至った事由
3. 立入調査の責任者
4. 立入調査の期日 年 月 日 時（予定）

- ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。
- ・立入調査後、特定空家等と認められた場合は、法第22条第1項の規定により、助言又は指導を行います。

様式第4号(第2条関係)

(表面)

立入調査員証		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行(		年 月 日まで有効)
各務原市長		印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第9条 (略)

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 指導書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、各務原市空家等対策検討会において審議した結果、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められました。

つきましては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定により指導します。

### 記

1. 対象となる管理不全空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 勸告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勸告します。

#### 記

1. 対象となる管理不全空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 勸告に係る措置の内容
3. 勸告に至った事由
4. 勸告の責任者
5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条の規定により、必要な措置をとることとなります。

様式第7号（第5条関係）

第 年 月 日  
号

様

各務原市長

印

### 助言・指導書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、 年 月 日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による立入調査を行いました。その調査結果について各務原市特定空家等審査会において審査した結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められました。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定により助言・指導します。

### 記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 助言・指導に係る措置の内容
3. 助言・指導に至った事由
4. 助言・指導の責任者
5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第8号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 勸告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように助言・指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により勸告します。

#### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

様

各務原市長

印

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定による命令を行う  
旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていないとともに、

- ・当該通知に示した提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。
- ・提出された意見書等（意見の聴取）により審査した結果、当該措置をとることが適当と認めます。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 命ずる措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手續に移行することがあります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。
- ・この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、各務原市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

#### 記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 命じようとするに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第1項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所  
（請求者）氏 名  
電話番号

### 意見の聴取請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定により、  
年 月 日付け 第 号により通知を受けた件に関し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

様式第12号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第7項の規定により、年 月 日付けで請求があった公開による意見の聴取について、次のとおり行うことを通知します。

#### 記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 意見の聴取の期日 年 月 日 時
4. 意見の聴取の場所
5. その他
  - ・意見の聴取には代理人が出頭することができます。この場合には、書面により代理人の資格を証明してください。
  - ・やむを得ない理由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、理由を付してその旨を届け出てください。
  - ・正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。
  - ・意見の聴取の期日の出席に代えて、意見の聴取の事項に関する陳述書及び証拠書類等を提出し、その陳述書等を意見の聴取の期日に職員が朗読することで意見の聴取を行うことができます。
  - ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第13号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について必要な措置をとるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記の措置を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1. 対象となる特定空家等

所在地  
用 途  
構 造  
規 模  
所有者等の住所及び氏名

#### 2. 戒告に係る措置の内容

- ・この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第14号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について 年 月 日までに必要な措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
2. 代執行に係る措置の内容
3. 代執行の時期
4. 執行責任者
5. 代執行に要する費用の概算見積額

- ・この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ・代執行の時期は、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。

様式第15号(第16条関係)

(表面)

第 号	
執行責任者証	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
各務原市長	
印	
1. 代執行をなすべき事項	
2. 代執行をなすべき時期	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第22条 (略) 2~8 (略) 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10~17 (略) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
---

様式第16号(第18条関係)

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第3項の規定により、措置をとることを 年 月 日 付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途
2. 命ぜられている措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者
5. 措置の期限 年 月 日

③ 各務原市附属機関設置条例（令和3年12月22日条例第33号）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等及び副会長等）

第6条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等（副会長等を置かない附属機関にあつては、会長等があらかじめ指名する者）は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を

聴くことができる。

- 5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（部会等）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

（守秘義務）

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（各務原市特別職報酬等審議会条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - （1）各務原市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第46号）
  - （2）各務原市特定空家等審査会条例（平成30年条例第3号）
  - （3）各務原市総合計画審議会条例（昭和47年条例第6号）
  - （4）各務原市公害対策審議会条例（昭和42年条例第8号）
  - （5）各務原市障害者施策推進協議会条例（平成19年条例第11号）
  - （6）各務原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第37号）
  - （7）各務原市上下水道事業経営審議会条例（昭和48年条例第17号）
  - （8）各務原市史編さん委員会条例（令和3年条例第18号）（経過措置）
- 3 この条例の施行の際、現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、それぞれ当該別表第1又は別表第2に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等の会長等又は副会長等である者は、この条例の施行の日にそれぞれ新附属機関の会長等又は副会長等として定められたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした審査、調

査審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした審査、調査審議その他の手続とみなす。  
(各務原市総合計画策定条例の一部改正)

- 6 各務原市総合計画策定条例（平成25年条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正)

- 7 各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 8 各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第26号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の別表第1に掲げる各務原市特定空家等審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の同表に掲げる各務原市空家等審査会（以下「新審査会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の各務原市附属機関設置条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長又は副会長である者は、施行日にそれぞれ新審査会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧審査会にされた諮問で答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした審査、調査審議その他の手続は、新審査会がした審査、調査審議その他の手続とみなす。

附 則（令和6年条例第54号）

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第12号）抄

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第18号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条—第5条関係）

執行機 関等	附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市 特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。	8人	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) 市民	委嘱の日から調査審議が終了するまで
	各務原市 空家等審査会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項に規定する管理不全空家等又は同法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否か及びこれらに対する措置について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) その他市長が適当と認める者	2年
	各務原市 まちづくり活動助成金審査会	まちづくり活動助成事業の採択について審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体及び市民活動団体の役員等 (3) その他市長が適当と認める者	1年
	各務原市 総合計画 審議会	各務原市総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	25人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体の役員等 (3) 教育委員会の委員 (4) 農業委員会の委員 (5) 関係行政機関の職員 (6) その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
	各務原市 指定管理者選定評価監視委員会	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定について審査し、及び指定管理者が行った公の施設の管理に係る評価につい	6人	(1) 公の施設の適正な管理に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	委嘱又は任命の日から審査又は調査審議が終了するまで

	て調査審議すること。			
各務原市 ネーミング グラフィック ツ・パート ナー選定 委員会	市の施設等に通称を命名する権利を付与する事業者の選定について審査すること。	6人	(1) 当該施設等の利用団体等の代表者 (2) 市の職員 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から審査が終了するまで
各務原市 入札監視 委員会	建設工事に係る入札及び契約の透明性並びに公正な競争の確保に必要な事項を調査審議し、並びに建設工事の入札及び契約手続に係る再苦情の申立てについて審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年
各務原市 地区計画 都市計画 税審議会	市街化調整区域における住居系の地区計画を定めた際の区域内における都市計画税の賦課について必要な事項を調査審議すること。	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 税に関し優れた識見を有する者 (3) 不動産の調査、評価等に関し優れた識見を有する者 (4) その他市長が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市 公害対策 審議会	公害対策の基本方針の策定及び変更に必要な事項並びに公害の予防対策及び被害対策について調査審議すること。	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市内の事業所に勤務する者 (3) 市議会の議員	2年
各務原市 環境市民 会議	環境の保全及び持続可能な社会に向けた取組について調査審議し、及び評価し、並びに市の環境の現状について提言すること。	9人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域において環境に関する活動を行う団体の役員等 (3) 市内の事業所に勤務する者 (4) 市民	2年
各務原市 アルゼンチンアリ 防除対策 協議会	アルゼンチンアリの被害防止対策について調査審議すること。	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) アルゼンチンアリが生息する区域の地域団体の役員等 (3) 関係行政機関の職員	2年
各務原市	社会福祉法(昭和26年法	18人	(1) 学識経験を有する者	委嘱又は任

地域福祉計画策定委員会	律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。		(2) 社会福祉に関する事業等に従事する者 (3) 医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等 (4) 学校教育関係者 (5) 関係行政機関の職員	命の日から調査審議が終了するまで
各務原市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号に規定する福祉有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性及び収受する対価その他福祉有償運送に関する事項について調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者(以下「一般旅客自動車運送事業者」という。)その他の団体の役員等 (3) 福祉有償運送を行っている団体の代表者 (4) 市民 (5) 関係行政機関の職員	2年
各務原市障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。	20人	(1) 学識経験を有する者 (2) 障がい者団体、医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等 (3) 障がい者福祉に関する事業等に従事する者 (4) 市の職員	2年
各務原市障がい者計画等策定委員会	障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議する	20人	(1) 学識経験を有する者 (2) 障がい者団体、医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等 (3) 障がい者福祉に関する事業等に従事する者 (4) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで

	こと。			
各務原市 発達支援 審査会	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る同法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定及び変更の決定を行うに当たって必要な事項を審査すること。	8人	(1) 障害児の療育に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	1年
各務原市 老人ホーム 入所判定 委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置及びその継続の要否について審査すること。	6人	(1) 医師 (2) 養護老人ホームの代表者 (3) 関係行政機関の職員	1年
各務原市 地域包括 支援セン ター運 営協 議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の設置及び運営について調査審議し、並びに運営について評価すること。	17人	(1) 保健医療関係団体、福祉関係団体その他の団体の役員等 (2) 介護保険法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。） (3) 介護保険の被保険者	3年
各務原市 成年後見 制度利用 促進協 議会	各務原市成年後見支援センターの運営について調査審議し、及び評価し、並びに成年後見制度の利用の促進その他認知症である者等の権利擁護について必要な事項を調査審議すること。	15人	(1) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者 (2) 地域包括支援センターの職員 (3) 福祉関係団体の役員等	2年

各務原市 フレイル 予防推進 委員会	要介護状態に至る前段階 で自立障害又は健康障害 を招きやすい状態の高齢 者を早期に把握し、適切な 支援へつなげる体制の構 築について必要な事項を 調査審議すること。	17人	(1) 介護予防に関し優れた識 見を有する者 (2) 地域包括支援センターの 職員 (3) 福祉関係団体の職員 (4) 市民 (5) 市の職員 (6) その他市長が適当と認め る者	委嘱又は任 命の日から 同日の属す る年度の末 日まで
各務原市 在宅医 療・介護連 携推進会 議	介護保険法第115条の 45第2項第4号及び第 6号に規定する事業（以下 「在宅医療・介護連携推進 事業等」という。）の課題 及び対策について調査審 議すること。	16人	(1) 保健医療関係団体の役員 等 (2) 介護サービス事業者 (3) 在宅医療・介護連携推 進事業等に従事する者 (4) 地域包括支援センターの 職員 (5) 市の職員	3年
かかみが はら高齢 者総合プ ラン策定 委員会	老人福祉法第20条の8 第1項に規定する市町村 老人福祉計画及び介護保 険法第117条第1項に 規定する市町村介護保険 事業計画の策定及び変更 について必要な事項を調 査審議すること。	18人	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健医療関係団体及び福 祉関係団体の役員等 (3) 介護サービス事業者 (4) 介護保険の被保険者 (5) 市の職員	委嘱又は任 命の日から 調査審議が 終了するま で
各務原市 介護保険 地域密着 型サービ ス等適正 運営委員 会	介護保険法第8条第14 項に規定する地域密着型 サービス事業及び同法第 8条の2第12項に規定 する地域密着型介護予防 サービス事業（以下「地域 密着型サービス事業等」と いう。）を行う事業者の指 定その他の地域密着型サ ービス事業等の運営につ いて必要な事項並びに老 人福祉法第29条第1項 に規定する有料老人ホー	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体及び福祉関 係団体の役員等 (3) 介護サービス事業者 (4) 介護保険の被保険者	3年

	ムの適正な運営を確保するために必要な事項を調査審議すること。			
各務原市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	20人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域において子育て支援活動を行う者 (3) 子育て支援関係団体及び医療関係団体の役員等 (4) 学校教育関係者 (5) 事業主を代表する者 (6) 労働者を代表する者 (7) 市民	2年
各務原市 子ども館 運営委員会	子ども館の運営について必要な事項を調査審議すること。	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域において子育て支援活動を行う者 (3) 子ども館の利用者を代表する者 (4) 学校教育関係者 (5) 市の職員	1年
各務原市 地域型 保育事業 者選定 委員会	子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者の選定について審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 各務原市子ども・子育て会議の委員 (3) 地域において子育て支援活動を行う者 (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者 (5) 市の職員	委嘱又は任命の日から審査が終了するまで
各務原市 予防接種 健康被害 調査委員会	市が実施した予防接種により発生した健康被害について調査審議すること。	7人	(1) 医療関係団体の役員等 (2) 医師 (3) 関係行政機関の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市 予防接種 事故対策 調査委員会	市が実施した予防接種により発生した事故、その事故対策等について調査審議すること。	8人	(1) 保健医療関係団体の役員等 (2) 医師	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市	市が実施する胃がん検診	7人	(1) 医療関係団体の役員等	2年

胃がん検診運営委員会	の運営及びその評価について必要な事項を調査審議すること。		(2) 医師 (3) 関係行政機関の職員	
各務原市健康増進計画策定委員会	健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	13人	(1) 保健医療関係団体及び福祉関係団体の役員等 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員 (4) その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市就職マッチングイベント出展企業選定委員会	市が小間を確保する合同企業説明会等への出展企業の選定について審査すること。	5人	(1) 企業の採用活動等に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	委嘱又は任命の日から審査が終了するまで
各務原市産業振興ビジョン策定委員会	各務原市産業振興ビジョンの策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 商工業団体その他の団体の役員等	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金審査会	ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金の採択について審査すること。	5人	(1) 中小企業の経営に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	1年
各務原市男女共同参画推進事業補助金審査会	男女共同参画推進事業補助金の補助事業の採択について審査すること。	5人	(1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	1年
各務原市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条に規定する農業振興地域整備計画(以下「農業振興地域整備計画」という。)の策定及	8人	(1) 農業関係団体の代表者 (2) 市議会の議員 (3) 農業委員会の委員 (4) 各務原市都市計画審議会の会長	3年

		び変更に必要な事項並びに農業振興地域整備計画に基づく重要な事業の推進等について調査審議すること。			
各務原市農業委員候補者選考委員会	各務原市農業委員候補者選考委員会	農業委員会の委員の候補者の選考について審査すること。	5人	(1) 農業関係団体の代表者 (2) 地域団体の役員等 (3) 市の職員	3年
各務原市都市再生整備計画事業評価委員会	各務原市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画の事業の評価に関する事項について調査審議すること。	5人	(1) 都市計画又はまちづくりに関し優れた識見を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	1年
各務原市都市計画マスタープラン策定委員会	各務原市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する基本方針の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は市内の事業所に勤務する者 (3) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市立地適正化計画策定委員会	各務原市立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉関係団体、商工業団体、一般旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体の役員等 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市緑の基本計画策定委員会	各務原市緑の基本計画策定委員会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は市内の事業所に勤務する者 (3) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
水道事業及び下水道対策事業の会	各務原市水質改善対策委員会	各務原市水質改善対策方針の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで

管理者の権限を行う市長	各務原市水道事業及び下水道事業の経営に関する重要事項について調査審議すること。	10人	(1) 企業経営に関し優れた識見を有する者 (2) 市民	2年
教育委員会	各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育関係者 (3) 地域団体の役員等 (4) その他教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
	各務原市市立小学校及び中学校の学校適正適正規模及び適正配置等規模・適正配置等検討委員会	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育関係者 (3) 地域団体その他の団体の役員等 (4) その他教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
	各務原市学校給食センター及びその購入先について物資選定委員会	10人	(1) 学校教育関係者 (2) 市の職員	1年
	各務原市特別支援教育推進協議会	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体及び障がい者団体の役員等 (3) 学校教育関係者 (4) 市の職員	1年
	各務原市教育支援委員会	14人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体の役員等 (3) 学校教育関係者 (4) 市の職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	1年
	各務原市学校結核対策委員会	8人	(1) 医師 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	2年
	各務原市立学校職員人事評価委員会	4人	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会の委員 (3) 市の職員	委嘱又は任命の日から審査が終了



④ 各務原市空家等対策検討会要綱（平成30年5月16日決裁）

（設置）

第1条 空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の適正管理の推進に関する事項について協議し、及び検討するため、各務原市空家等対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）空家等の適正管理の推進について審議すること。
- （2）特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。次号において同じ。）に該当する可能性の有無について審議すること。
- （3）特定空家等に対する措置（法第7条第2項第6号に規定する措置をいう。）の実施について審議すること。
- （4）管理不全空家等（法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。次号において同じ。）に該当する可能性の有無について審議すること。
- （5）管理不全空家等に対する措置（法第13条第1項に規定する指導又は同条第2項に規定する勧告をいう。）の実施について審議すること。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 検討会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1）市長公室まちづくり推進課長
- （2）市長公室防災対策課長
- （3）企画総務部総務課長
- （4）市民生活部資産税課長
- （5）市民生活部環境室環境政策課長
- （6）都市建設部建設管理課長
- （7）都市建設部建築指導課長
- （8）消防本部予防課長
- （9）その他市長が必要と認める課等の長

（会長及び副会長）

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、市長公室まちづくり推進課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、都市建設部建築指導課長をもって充て、会長を補佐し、又は代理する。

（会議）

第5条 検討会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として非公開とする。  
(空家等作業部会)

第6条 検討会は、空家等の適正管理の推進に関する事項について専門的な視点から調査又は検討を行うため、空家等作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 空家等への対応の検討に関すること。
  - (2) 空家等の状況調査に関すること。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、検討会が必要と認めること。
- 3 作業部会の部会員は、次に掲げる職員をもって充てる。
  - (1) 委員が属する課等の職員で当該委員が指名するもの
  - (2) 前号に定める者のほか、会長が必要と認める課等の職員で当該課等の長が指名するもの
- 4 作業部会において決定した事項は、必要に応じて検討会に報告する。  
(庶務)

第7条 検討会及び作業部会の庶務は、市長公室まちづくり推進課において処理する。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。  
附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年3月7日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

第3期 各務原市空家等対策計画

発行 各務原市

編集 各務原市市長公室まちづくり推進課

〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町一丁目 69 番地

電話：058-383-1111（代表）

FAX：058-382-7110